

夕張市の再生方策に関する検討委員会報告書

夕張市の再生方策に関する検討委員会

平成 28 年 3 月 4 日

<目 次>

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 検討の方向性について | 3 |
| 2. 夕張市の財政再建の取組みについて | 6 |
| 3. 夕張市の現状・これまでの取組みの評価について | 18 |
| 4. これからの夕張市に必要な取組みについて | 27 |
| おわりに | 33 |
| 委員名簿 | 36 |
| 開催記録 | 36 |
| 参考資料 | 37 |

はじめに

本委員会は、平成19年3月に旧再建法である地方財政再建促進特別措置法に基づいて準用再建団体に移行して以来、まもなく10年目を迎えようとするのを機に、これまでの財政再建の過程を振り返り、今後の再建のあり方を検討することを目的に、夕張市によって設置されたものである。平成27年10月の第1回委員会以来、4度の委員会における検討を経て、ここに報告書を取りまとめた。

7人の委員は、それぞれの立場から、夕張市の再生に熱い思いをもっている。そこで共有していることは、財政再建の重みがいかに大きなものであっても、夕張市は必ず再生し、輝かしい歴史と底知れぬ魅力を有する夕張市という地域を、次世代に引き継いでいくことの重要性であり、そのために必要なあらゆる方策を検討するということである。そこでは、不適切決算の結果膨れ上がった債務の計画的な返済を進めることと、過重な財政負担によって地域再生の芽を摘まないことを両立させることの難しさがあったが、財政再建の途上にあっても、地域の誇り、自治権の確保、夕張市民あるいは夕張市職員であることの希望が、いつまでもないがしろにされることがあってはならない。委員会では、夕張を心から愛し、再生を願う市民の立場に寄り添って、懸案事項を検討することを基本姿勢とした。

本報告書においては、財政再建の推進について、今後は財政再生計画終了後を見据えた市政運営に移行していくことを求めている。これまでの財政再建の歩みを踏まえて、財政再建と地域再生のバランスを引き続き図りながら、準用再建団体移行後の約10年、夕張市が厳しい緊縮計画を実行してきた事実を踏まえ、10年の節目を転機とし、従来以上に地域再生の側面を重視した財政再生計画へと収支計画を全面改定し、それを通じて、夕張市の再生が新たな段階に入ったことを夕張市民が実感できるようにし、誇りの回復、自治の回復、希望の回復を目指すことを方針としている。

財政再建の詳細な将来計画については、今後の地方財政全体の財源フレームの動向の影響を受けることから、数量的に確定させることは現段階では難しい。財政再生計画は、今後も、必要に応じた見直しができるが、そこでは、市が市民の生活基盤を整え、市の将来にかかる地方創生等の政策展開を推し進め、そのために必要な市役所の行政執行体制の確保を図ることを目指し、財政再生計画をバージョンアップしていくべきである。

夕張市民は、準用再建団体への移行後、超過課税や受益者負担の引き上げ等による住民負担や住民サービスの削減・抑制という状況に、長きにわたって置かれているが、委員会で住民の声を聴く限り、そうしたものの解消を求める声はあるものの、むしろ声の大きいのは、たとえば定住・移住の促進や地産地消

型新エネルギーの活用施策の展開など、地域の未来に希望の灯をともす政策が力強く展開されることであった。住民サービスをただ以前の水準に復元してほしいというよりも、定住・移住の促進など、人口減少を食い止めることを通じて、地域の明日を築く政策である。また、住民負担の緩和は当然であるが、長年の給与削減に耐えてきた職員の処遇改善を求める声が、住民の中から数多く聞かれ、市民や職員の先頭に立っている市長については、7割カットの給与という処遇しかできないのは、たとえ財政再生団体といえども、市民として恥ずかしいという声すら数多く出された。

そうした市民の切実な願いに、真摯に耳を傾け、実らせていくものでなければならぬ。本報告書が、夕張市民の希望の光につながるものとなることを願ってやまない。

1. 検討の方向性について

本委員会は、開催要領によれば、「平成 19 年 3 月に夕張市が財政再生団体に移行し（平成 22 年 3 月に地方公共団体財政健全化法に基づく財政再生団体に移行）、平成 28 年 3 月には 10 年目の節目の年を迎えることから、約 10 年間で夕張市にどのような変化が生じてきているのか、その成果と課題を検証するとともに、夕張市の行財政・地域などの再生をより確かなものとしていくという観点から、今後どのような方策を実施すべきかを検討する」ことを目的としている。そこで、検討にあたっては、市民生活の実態も踏まえた上での議論となるよう、関係団体へのヒアリングや市民懇談会を開催するなど、幅広く住民生活や経済活動、市政運営の実態などについて、広く意見を聞くことに努めた。

夕張市が準用再生団体に移行し、法の下での再生スキームの適用がされた当時、国全体が小泉政権以来のいわゆる構造改革路線のなかで「痛みのある改革」こそが望ましいという考え方が一般的に受け入れられていた。経済社会のさまざまな分野で改革を進め、社会の構成員がすべて既得権益を手放すことで、日本は再生するというものである。そのなかにあって、国のエネルギー政策の転換による悲劇に見舞われた旧産炭地ゆえの課題を抱えていたとはいえ、自ら多額の負債・赤字を抱えた夕張市が、厳しい財政再生過程を超長期にわたって踏まざるを得ないことはやむを得ないという受け止められ方が一般的であった。また夕張市以外の多くの地方自治体が、「第 2 の夕張になるな」という掛け声の下、歳出圧縮策に対する住民の理解を得て、財政健全化を進めていった経緯もある。

わが国の経済政策は、平成 20 年のリーマンショックの前後より構造改革路線から徐々に転換し、近年では社会保障・税一体改革が進められてきた。また民主党政権から自公政権に政権交代が行われたのちの第 2 次以降の安倍政権では、国家財政において、目先の財政再生を最優先とするのではなく、経済成長や地方創生を促進しながら財政健全化を図る、いわゆるアベノミクスの政策では、経済成長の促進を重視している。そのような状況において、夕張市は、超長期の財政再生過程の最初の 10 年をまもなく迎えようとするなかで、人口の急激な減少と高齢化と経済不振に陥っており、将来の希望をつなげるような政策の展開が、財政再生団体ゆえに十分にできない状況となっている。夕張市においても、今後、財政再生を確実に達成していくためには、経済の再生及び人口減少対策の推進も十分に図ることが重要である。

夕張市は、当初、旧再生法である地方財政再生促進特別措置法による準用再生団体となり、その後、平成 20 年度決算から本格適用された地方公共団体財政健全化法による財政再生団体となった。財政再生団体となったのは、法の創設

以来、夕張市のみである。現在、財政再生団体について財政状況が悪い財政健全化団体の適用を受ける団体は、創設当時はあったものの、平成 26 年度決算で皆無となり、夕張市のみが法の下での財政再建過程にある。

地方財政再建促進特別措置法と比べると、地方公共団体財政健全化法は、財政の健全性を評価する指標を 4 つに増やしたこと、早期健全化の段階を設けたことなどの点で異なり、財政再生（再建）団体となった場合には、再生振替特例債で赤字を長期債務に振り替えたうえで債務の計画的な返済を進め、その際に財政運営等において国の関与を受けることは基本的に変わっていない。財政再生団体は、議会の議決を得て財政再生計画の策定を行い、総務大臣に協議して同意を得たうえで、財政健全化のプロセスを経ることとなる。

その際、地方財政再建促進特別措置法以来、共通していることとしては、国の関与の下にあって財政再建を進めることは、異例の事態であり、その状態をできるだけ短期で終わらせるために、歳出の圧縮を最大限行い、住民負担を増やすなどの歳出・歳入の両面でもっとも厳しい状態とすることが原則的な考え方である。財政再生団体となる赤字比率は、地方財政再建促進特別措置法を引き継いで 20%とされているが、赤字がその程度ならば、財政再生団体となる期間はごく短期に止まる。100%近い赤字比率で財政再建団体になった場合でも、地方財政再建促進特別措置法では、財政再建計画上は 10 年程度あるいはそれ以下の財政再建期間にとどまっている。その反面で、夕張市は不適切決算ゆえに財政再建計画策定当初は赤字比率が 800%を超えており、前例のない歳出の削減等を実行しても、財政再建及び再生計画期間は、再生振替特例債の償還が終わって実質公債費比率が下がりきるまでの 24 年間という超長期となっている。

財政再建を最優先する考え方に照らせば、今後も財政再建を最優先にしてできるだけ早期に財政再生団体を脱することをめざすべきということになる。しかし、地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建計画の運用実績で目安となる 10 年間程度という期間を、夕張市がまもなく迎えようとするなかで、夕張市は今後も財政再建を最優先する方針を維持すべきなのか。人口減少からの脱却と地方創生を求める考え方に立てば、10 年を転換点として、計画的に赤字の解消を図りながら着実に財政を健全化させるという考え方を堅持しながらも、住民サービスの充実等を図ることで負のイメージを払拭して人口減少を食い止め、適切な地域振興策によって経済の再生を進めながら、市政運営の基盤となる行政執行体制の再生も同時に行う方向に転換することが適当である。

平成 26 年 11 月に創設されたまち・ひと・しごと創生法は、第 1 条の目的において「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進する」こと

の重要性を強調している。そこには、財政再生団体である夕張市はその例外であるとはされていない。むしろ、夕張市こそ、地方創生を最も必要としている地域である。夕張市は現行財政再生計画の下では地方創生のスタート台にすら立てていないというのが、住民の実感である。そのことを払拭するためには、今後、夕張市が地方創生への取組みを以前にも増して加速し、住民が地域再生を実感できるような方向で、財政再建と地域再生の両立を図るような財政再生計画の抜本的な見直しを実施することが必要である。そのことを本委員会において夕張市の再生方策を検討する際の基本的な方向とする。

2. 夕張市の財政再建の取組みについて

夕張市の財政破綻の要因

夕張市は、我が国の主要な産炭地として発展してきたが、エネルギー事情の大きな変化により昭和30年代後半以降、平成2年までの間、炭鉱閉山が相次ぎ、人口（国勢調査）はピーク時の10万8千人から、平成17年には1万3千人まで激減するなど、地域の経済社会構造は急激に変化してきた。

このような歴史的経過の中で、雇用の場を創出し、人口の流出を食い止めるとともに、市民に対する行政サービスを確保するため、石炭産業に代わる観光振興、炭鉱閉山に伴い残された老朽化の激しい住宅、浴場等のインフラ維持のための事業や教育、福祉対策などに多額の財政支出を行ったことにより、後年次の公債費負担が財政運営を大きく圧迫することとなった。

また、人口の減少に伴い市税や地方交付税が大幅に減少する一方で、歳入の減少に対応したサービス水準の見直しや人口の激減に対応すべき組織のスリム化も大きく立ち遅れ、総人件費の抑制も不十分であった。加えて、地域振興のための観光施設整備による公債費等の負担や観光関連の第三セクターの運営に対する赤字補てんの増大などにより財政負担は増加し、歳出規模は拡大した。

さらに、公営事業会計においても、病院事業会計では、患者数の減少や病床利用率の低下により多額の資金不足が生じ、公共下水道事業会計では、集落が分散し、かつ傾斜地であるという地理的な条件により嵩む固定経費と人口減などに伴う料金収入の減少などから同様に資金不足が生じた。

このように、財政状況が逼迫する中で、一時借入金を用いた会計間での年度をまたがる貸付、償還という不適切あるいは不透明な会計処理を行い、赤字決算を先送りしてきたことにより実質的な赤字は膨大な額となった。平成18年度には観光事業会計や病院事業会計などを廃止し、累積債務の清算などを行った結果、実質収支赤字は約353億円となった。

財政再建（再生）計画の策定

夕張市は、過去の財政悪化に至った種々の要因を踏まえ、巨額の赤字を確実に解消するため、平成19年3月6日に地方財政再建促進特別措置法に基づく、財政再建計画を策定し、総務大臣同意を得て、財政再建団体となり、歳入の確保及び全国で最も効率的な水準となるように徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図り、平成20年度までの3年間で約31億円の赤字を解消した。

平成21年に地方財政再建促進特別措置法が廃止され、地方公共団体財政健全化法が施行され、各種の比率に応じて、地方自治体が計画を策定する制度とな

り、夕張市は唯一の財政再生基準を超えている団体となった（表 1）。

表 1 健全化判断比率

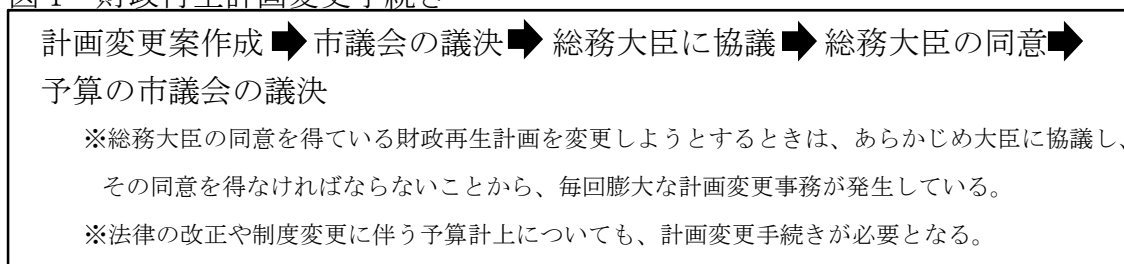
| 区分 | 夕張市 平成 20 年度決算 | 財政再生基準 | 早期健全化基準 |
|----------|-------------------|---------|---------|
| 実質赤字比率 | 703.60% | 20% | 15% |
| 連結実質赤字比率 | 705.67% | 40%-30% | 20% |
| 実質公債費比率 | 42.1% | 35% | 25% |
| 将来負担比率 | 1,164.00% | - | 350% |

※財政再生計画では、実質赤字の解消（再生振替特例債の償還完了）とともに、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を早期健全化基準未満とすることが必要。

夕張市は、地方公共団体財政健全化法に基づき、平成 22 年 3 月 9 日に財政再生計画を策定し、総務大臣同意を得た。計画期間を平成 21 年度から平成 41 年度までの 21 年間（赤字を解消する実質的な計画期間は平成 22 年度から平成 38 年度までの 17 年間）とし、地方公共団体財政健全化法に基づき、321 億 9,900 万円の再生振替特例債を発行し、平成 38 年度まで返済を続けることとなっている。

財政再生基準を超えている団体は、国等の関与により確実な財政再生の義務が課され、財政再生計画に計上されていない予算については、計画変更のつど総務大臣の同意が必要となっている（図 1）。

図 1 財政再生計画変更手続き



財政再生計画の基本的な考え方

夕張市の財政再生計画を策定する際の財政再建に取り組む基本的な考え方として、「平成 18 年度に策定した『財政再建計画』を基本としながら、市民生活の安全安心の維持確保を図り、また、人口減少が進む中で財政の健全化を確実なものとするためには、地域の活力を維持するための取組みや将来的なまちづくりに資する事業が必要であり、限られた財源の中で効果的な施策展開を図る」とされている。また、「財政再建を着実なものとするためには、地域の再生が不

可欠である。このため、市民生活や地域再生に関連する懸案事項を本計画に盛り込んだところであるが、財源が限られる中で、計画策定段階で事業費、実施年度等が未確定で、財源が確保できていない事項については計画変更で対応することとした。これらの事業については、実施年度の財政状況、国や北海道の支援、各種交付金の状況等を見極め、適切に計画変更を行うこととする」とされている。人件費についても「財政の再建と地域の再生との両立を図る観点から、行政執行体制の確保に留意し、他市町村の動向なども踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うもの」としている。

しかしながら、財政再建計画及び財政再生計画においては、歳入の確保と歳出の削減が柱となっており、住民に対する基礎的なサービス提供にも苦慮する程、実際の行財政運営は年々厳しいものとなっている。

歳入の確保

歳入の確保において講じた内容としては、市税の引き上げと使用料等の引き上げである。

市税の引き上げについて具体的には、市民税の個人均等割を 500 円、所得割を 0.5%引き上げ、固定資産税を 0.05%及び軽自動車税を 1.5 倍にそれぞれ引き上げ、さらに入湯税を新設した（表 2）。

表 2 市税の引き上げ

| 税 | 目 | 再建計画引き上げの内容 | 再生計画引き上げの内容 |
|---------|--------|------------------------|---------------------------------------------------|
| 市民税 | 個人・均等割 | 3,000 円 → 3,500 円 | 3,500 円 → 4,000 円 (平成26年～ 東日本大震災復興上乘せ分500円) |
| | 個人・所得割 | 6.0 % → 6.5 % | 同 左 |
| 固定資産税 | | 1.4 % → 1.45 % | 同 左 |
| 軽自動車税 | | 1.5倍(7,200円 → 10,800円) | 1.5倍以内(平成27年度～) |
| 入湯税(新設) | | 宿泊 150 円、日帰り 50 円 | 同 左 |

使用料等の引き上げについては、各種施設の使用料の引き上げやごみ処理、し尿処理手数料の新設などである（表3）。

表3 使用料等の引き上げ状況

| 項目 | 再建計画引き上げの内容 | 再生計画引き上げの内容 |
|----------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 施設使用料 | 50%引き上げ | 同左 |
| 市営住宅使用料 | 滞納者に対する徴収強化 | 同左 |
| 下水道使用料 | 1,470円/10㎡ → 2,440円/10㎡ | 同左 |
| 各種交付手数料 | 各種交付・閲覧等(150円～200円引き上げ) 各種検診料(100円～500円引き上げ) | 同左 |
| ごみ処理・し尿処理手数料 (新設) | 家庭系混合ゴミ(2円/kg) 粗大ゴミ(20円/kg)等 | 再建計画の内容に加え、 し尿処理施設の新設に併せ平成27年度から従来の収集料に加え新たに処理料を徴収(4.5円→8.5円) |

歳出の削減

歳出の削減において講じた内容としては、職員数の削減、職員及び特別職の給与削減、議員報酬の削減、事務事業の見直しによる事業の廃止、公共施設等の休止・廃止である。

職員数（消防除く）については、平成17年度末の263人が、退職者不補充及び勧奨退職制度の活用による早期退職により、平成18年度末には127人となった。その後も新規採用を抑制したことなどにより、平成26年度末には100人となっている。現状では、北海道を初めとする他自治体等から22人（平成27年度実績）の職員が派遣されており、夕張市の行政運営を補完しているのが実情である（表4）。

表4 市職員数の状況

| 年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------------------|--------|------------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 財政再建計画実施期間 | | | | 財政再生計画実施期間 | | | | |
| 前年度末職員数 (A) | 263 | 127 | 111 | 106 | 102 | 100 | 104 | 102 | 97 | 100 |
| 年度内採用者数 (B) | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | 10 | 2 | 1 | 8 | 6 |
| 退職者数 (E)+(F) (C) | 139 | 16 | 5 | 6 | 4 | 6 | 4 | 6 | 5 | 9 |
| 定年退職者数 (E) | 11 | 0 | 0 | 5 | 2 | 1 | 3 | 3 | 2 | 7 |
| 年度内退職者数 (F) | 128 | 16 | 5 | 1 | 2 | 5 | 1 | 3 | 3 | 2 |
| 年度末職員数 (A)+(B)-(C) (D) | 127 | 111 | 106 | 102 | 100 | 104 | 102 | 97 | 100 | 97 |
| 派遣職員数計 | | 10 | 13 | 21 | 22 | 22 | 24 | 23 | 24 | 22 |

職員給与は、財政再建計画下においては、基本給平均 30%カット及び期末勤勉手当 2 か月カット、財政再生計画下では基本給平均 20%カット及び期末勤勉手当 0.8 か月カットとなっている（平成 27 年度以降は基本給を平均 15%カットに改善）。また、特別職においては、市長が約 70%カット、教育長が約 60%カット、議員報酬についても約 40%カットとなっており、財政再建計画当初から財政再生計画下においても同じカット率のままとなっている（表 5）。

表 5 職員・特別職給与、議員報酬の状況

| 年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------|---------------------|-------------------|--------|--------|------------|--------|--------|---------------|--------|---------|
| | | 財政再建計画実施期間 | | | 財政再生計画実施期間 | | | | | |
| 本俸(基本給) | 一律5%カット | 平均30%削減 | | | 平均20%削減 | | | | | 平均15%削減 |
| | H18年9月～ 平均15%カット | | | | | | | | | |
| ※ラスパイレース指数 | 89.1 | 68.0 | 68.6 | 68.8 | 74.9 | 75.9 | 76.1 | 76.1 | 76.6 | 79.4 |
| 期末勤勉手当 | 1月削減 | 年間2月削減 | | 年間1月削減 | 年間0.8月削減 | | | | | |
| ※年間支給月数(国公比較) | 4.45→3.45 | 2.45月 | 2.5月 | 3.15月 | 3.15月 | 3.15月 | 3.15月 | 3.15月 | 3.3月 | 3.4月 |
| ※支給額算定における基礎額 | 削減前本俸 | 削減後の本俸額を基礎額と支給額算定 | | | | | | 削減前本俸額を基礎額に改定 | | |
| ※国公支給月数 | 4.45月 | 4.50月 | 4.50月 | 4.15月 | 3.95月 | 3.95月 | 3.95月 | 3.95月 | 4.10月 | 4.20月 |

| 区 分 | 条 例 | 削減後の額 | 削減率 | 備 考 | |
|-------|-----|---------|----------------|-------|--------|
| | (円) | (円) | (%) | | |
| 特別職給与 | 市長 | 862,000 | 259,000 | 69.95 | 現在、廃止中 |
| | 副市長 | 699,000 | 249,000 | 64.38 | |
| | 教育長 | 589,000 | 239,000 | 59.42 | |
| 議員報酬 | 議長 | 371,000 | 230,000 | 38.01 | |
| | 副議長 | 321,000 | 200,000 | 37.69 | |
| | 議員 | 301,000 | 180,000 | 40.20 | |

※その他の削減

| | | |
|---------|--------|---------------------|
| 期末手当の削減 | 特別職・議員 | 年間 4.45月 ⇒ 年間 2.45月 |
| 退職手当の支給 | 特別職 | 当分の間、未支給 |
| 市長交際費 | 市長 | 一切、未支給 |

事務事業の見直しについては、住民生活に必要な最小限の事務事業以外は中止・縮小するとともに、多くの助成金・補助金の見直しを行った。また、公共施設等については、必要なものを除き休止又は廃止を行い、連絡所の廃止や小中学校の1校化など大幅な統廃合を行った（表 6）。観光関連施設については、売却または指定管理者制度により管理委託を行うこととされ、売却先又は委託先が定まらない施設は、原則として休廃止した（表 7）。

表 6 財政再建計画（当初）において廃止した主な事務事業

○住民生活に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民法律相談 ■ コミュニティ花壇管理 ■ 通院交通費助成 ■ 青少年健全育成対策 ■ スポーツ教室開催 ■ 消費生活安定対策 ■ 防犯灯設置費及び電灯料補助 ■ 交通安全対策事業費補助 ■ 暴力追放推進 ■ 防犯団体連合会事業費補助 ■ 環境美化衛生協力会連合会補助 ■ 人権擁護委員会補助 ■ 遺児手当給付 ■ 保健活動推進協議会補助 ■ 青少年相談センター運営 ■ 青少年健全育成事業費補助 ■ 幼少年婦人防火委員会補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の法律相談のための経費 ・ コミュニティ花壇の維持管理経費 ・ 通院交通費の復路助成 ・ 青少年の健全育成を図る体験活動、異年齢交流事業経費 ・ 各種スポーツ教室開催経費 ・ 消費者モニターの実施や消費者協会に対する市補助金 ・ 町内会等の防犯灯の設置、電灯料に対する市補助金 ・ 交通安全市民運動推進委員会等に対する市補助金 ・ 暴力追放運動推進協議会に対する市補助金 ・ 防犯団体連合会に対する市補助金 ・ 環境美化衛生協力会連合会に対する市補助金 ・ 委員会に対する市補助金 ・ 義務教育課程修了前の遺児を扶養している市民に対する給付金 ・ 協議会に対する市補助金 ・ 相談センターに対する運営経費 ・ 青少年の交流事業や地域育成会の活動費の一部に対する市補助金 ・ 防火クラブの活動費に対する市補助金 |

○子どもの生活に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援センター設置 ■ 地域療育推進体制整備 ■ 家庭児童相談室運営 ■ 全市小中学校鑑賞教室 ■ わくわくプロジェクト開催 ■ 平和教育推進事業費補助 ■ 複式教育研究会補助 ■ 児童生徒石炭の歴史村見学 ■ 連合 PTA 行事費補助 ■ 小中学校 PTA 運営費補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児相談、子育てサークル実施経費 ・ 障がい幼児の機能回復、生活訓練経費 ・ 在宅障がい児等の養育に対する指導及び助言経費 ・ 小中学生の芸術文化鑑賞経費 ・ 親子を対象にした造形講座開催経費 ・ 中学生の広島派遣に対する市補助金 ・ 複式学校間による集合学習等に対する市補助金 ・ 歴史村施設見学科料に対する市補助金 ・ 連合 PTA の事業に対する市補助金 ・ 各小中学校の PTA 経費の一部に対する市補助金 |

○高齢者、障がい者等の生活に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ■敬老祝金贈呈 ■配食サービス ■精神障がい者通所交通費補助 ■身体障がい者スポーツ大会参加費補助 ■重度身体障がい者福祉タクシー料金給付 ■老人クラブ活動費補助 ■老人福祉大会事業費補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の長寿に対する祝金贈呈 ・高齢者の居宅に対する配食経費 ・精神障がい者の通所事業に対する交通費一部助成 ・障がい者の機能回復を図る道大会参加費用への市補助金 ・重度障がい者のタクシー利用料金の一部助成 ・老人クラブ連合会等の活動費に対する市補助金 ・高齢者の文化活動行事に対する市補助金 |

○行事等に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ■日中友好事業 ■東京夕張会事業 ■市民体育祭開催 ■企画展開催 ■殉公鉾社慰霊祭行事費補助 ■文化祭行事費補助 ■おや子劇場行事費補助 ■各種体育大会等事業費補助 ■メロン旗少年サッカー大会開催費補助 ■わんぱく相撲夕張場所開催費補助 ■マウンテンシティーイベント費補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市である中国撫順市との交流を行う経費 ・本市出身で東京近郊で生活されている方々との親睦を深める経費 ・市民体育祭開催経費 ・美術館事業に対する経費 ・戦没者、殉職者に対する慰霊祭に対する市補助金 ・文化祭行事に対する市補助金 ・「ゆうばり親子劇場」の事業に対する市補助金 ・各種大会開催経費、大会派遣に対する市補助金 ・GW 期間のサッカー大会開催経費に対する市補助金 ・小学生男子の相撲大会開催経費に対する市補助金 ・ゆうばり国際ファンタスティック映画祭等イベント開催経費に対する市補助金 |

○産業等に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|----------------|------------------------------------|
| ■農業基盤整備一般業務 | ・農道、土地改良などの整備経費 |
| ■一般農道整備事業費補助 | ・ほ場までの共用道路の維持管理経費 |
| ■農業担い手誘致対策 | ・新規就農者の定着を支援する経費 |
| ■小規模ほ場整備事業費補助 | ・農業者が取り組む小規模農地改良に対する市補助金 |
| ■農業振興事業費補助 | ・農業振興計画に基づくそ菜栽培に対する市補助金 |
| ■農業女性活動研修事業費補助 | ・女性農業従事者の研修に対する市補助金 |
| ■農業青年海外研修参加費補助 | ・農業青年の海外研修に対する市補助金 |
| ■先進地調査研修費補助 | ・農業青年の道外研修に対する市補助金 |
| ■緑肥作物導入事業費補助 | ・メロン連作障害の予防増進対策への市補助金 |
| ■中小企業育成対策費補助 | ・中小企業の経営相談を実施するために必要な商工会議所に対する市補助金 |
| ■商工会議所運営費補助 | ・商工会議所の運営に対する市補助金 |

○財政再建計画（当初）においての公共施設等の休止・廃止等の状況（観光施設除く）

| | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡所 | 若菜、清水沢、沼の沢、紅葉山、南部の5連絡所 | |
| 集会所 | はなます会館、紅葉山武道館、市民会館、青年婦人会館 | |
| 衛生施設 | 共同浴場 | 平和浴場 |
| | 公衆便所 | 滝の上、鹿の谷、南部、紅葉山、楓公衆便所 |
| 公園等施設 | 公園 | 本町緑地公園、清湖公園、青葉町緑地公園、千年公園、栄町公園、鹿島公園、めろん城公園、花とシネマのドリームランド、花と緑の都市公園、南清水沢中央公園、南部菊水公園、青葉公園、登川公園 |
| | 花壇 | コミュニティ花壇（鹿の谷、清水沢1、2丁目、清水沢宮前町、紅葉山） |
| 体育施設 | 水泳プール、南部テニスコート、南部市民運動広場、市民健康広場（子どもの広場、ジョギングロード、センターハウス、ドンペーズ球場、テニスコート、ローラースケート場） | |
| 教育施設 | 小学校 | 夕張、若菜中央、清水沢、幌南、緑、のぞみ、滝の上の各小学校 |
| | 中学校 | 千代田、清水沢、幌南、緑陽の各中学校 |
| 社会教育施設 | 図書館、美術館 | |
| 福祉施設 | 養護老人ホーム | |
| その他 | ゆうばり駅待合所 | |
| | 夕張・撫順市友好記念館 | |

※現在の状況は下記のとおり

- ・鹿の谷公衆便所はネーミングライツ、紅葉山公衆便所は道の駅施設として再開。
- ・清水沢小学校・中学校は、改修を行い、現在のゆうばり小学校、夕張中学校となっている。
残りの小学校・中学校においては、耐震に問題のあった千代田小学校を除いて、全て廃校活用が行われている。
- ・図書館機能は、保健福祉センター内に「夕張図書コーナー」を設置。また、清水沢地区の公民館内にも図書コーナーが設置された。
- ・はなます会館は指定管理者制度を利用
- ・ゆうばり駅待合所は無料貸付により運営
- ・撤去済施設：平和浴場、美術館

表7 観光関連施設の状況（平成28年1月1日現在）

| 施設名 | 破綻時 | H28.1.1 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------------------|-----------|-----------|-----|--------------------|----------------------|--------------|-----|--------------|-----------|-----------|-------------|-----|
| めろん城公園施設「観光物産センター」 | 休止 | 売却 | | | | | | [H24.5売却] | | | | |
| サイクリングロード「富野休憩所」 | 休止 | 解体 | | [20.8解体] | | | | | | | | |
| 虹ヶ丘パークゴルフ場 | 休止 | 普通財産として貸付 | | H20.12普通財産として貸付 | | | | | | | | |
| めろん観光農園 | 休止 | 休止 | | | | | | | | | | |
| グリーン大劇場 | 休止 | 休止 | | | | | | | | | | |
| アドベンチャーフォール | 休止 | 休止 | | | | | | | | | | |
| 北方果樹園 | 休止(一部貸付) | 休止(一部貸付) | | | | | | | | | | |
| ローズガーデン | 休止(一部貸付) | 休止(一部貸付) | | | | | | | | | | |
| 旧北炭夕張炭鉱遺産群 | 市が管理 | 市が管理 | | | | | | | | | | |
| 鏡魂の像 | 市が管理 | 市が管理 | | | | | | | | | | |
| サイクリングロード | 市が管理 | 市が管理 | | | | | | | | | | |
| ロボット大科学館 | 19.4指定管理 | 解体 | → | ×H20.7返上【H20.8解体】 | | | | | | | | |
| 知られざる世界の動物館 | 19.4指定管理 | 解体 | → | ×H20.10.7返上(休止) | | | | | [H25.5解体] | | | |
| 味のコーナー・ハイドロード | 19.4指定管理 | 解体 | → | | | | | H24.10返上(休止) | | [H26.3解体] | | |
| 炭鉱生活館 | 19.4指定管理 | 解体 | → | | | | | H25.10返上(休止) | | | [H27.11.解体] | |
| 宿泊施設「黄色いリボン」 | 19.4指定管理 | 売却 | → | ×H20.4返上→【H21.2売却】 | | | | | | | | |
| 夕張鹿鳴館 | 19.4指定管理 | 無償譲渡・無償貸付 | → | H20.10.返上 | [H21.5建物無償譲渡、土地無償貸付] | | | | | | | |
| SL館 | 19.4指定管理 | 休止 | → | | | H20.10返上(休止) | | | | | | |
| 化石のいろいろ展示館 | 19.4指定管理 | 休止 | → | | | | | H25.10返上(休止) | | | | |
| 丁未風致公園施設「風木丁」 | 19.4指定管理 | 休止 | → | | | H20.4返上(休止) | | | | | | |
| ファミリーキャンプ場 | 19.4指定管理 | 休止 | → | | | | | H24.10返上(休止) | | | | |
| 水上レストラン「望郷」 | 19.4指定管理 | 休止 | → | | | | | H24.10返上(休止) | | | | |
| 望郷の丘「体験館」 | 19.4指定管理 | 目的外使用 | → | | | | | | | | | |
| 望郷の丘「センターハウス」 | 19.4指定管理 | 目的外使用 | → | | ×H21.5返上 | | | H24.10返上 | | | | |
| 望郷の丘「シネマのバラード」 | 19.4指定管理 | 目的外使用 | → | | ○H21.6指定管理 | | | H24.10返上 | | | | |
| 石炭博物館 | 19.4指定管理 | 市が管理 | → | | | | | | | | ×H27.12返上 | |
| 幸福の黄色いハンカチ広場 | 19.4指定管理 | 市が管理 | → | | | | | | | | ×H27.12返上 | |
| 「北の零年」希望の社 | 19.4指定管理 | 指定管理 | → | H20.4.24返上 | | | | | | | | |
| マウントレースイスキー場 | 19.4指定管理 | 指定管理 | → | | | | | | | | | |
| ホテルマウントレースイ | 19.4指定管理 | 指定管理 | → | | | | | | | | | |
| レースイの湯 | 19.4指定管理 | 指定管理 | → | | | | | | | | | |
| ホテルニューパロ | 19.4指定管理 | 指定管理 | → | | | | | | | | | |
| 無料休憩所「エルドラド」 | 19.7指定管理 | 指定管理 | → | | | | | | | | | |
| ファミリースクールひまわり | 19.12指定管理 | 指定管理 | → | | | | | | | | | |

※旧北炭夕張炭鉱遺産群、鏡魂の像、SL館、化石のいろいろ展示館、石炭博物館は、平成25年7月に観光施設から郷土文化施設に変更している。

以上のような取組みにより、財政再建を進めてきたが、歳出削減による財政効果を見てみると平成26年度までの財政効果の多くは人件費が占めており（累積実績額：9,540百万円、54.8%、うち一般財源相当額：9,399百万円、59.2%）、人件費削減を柱に赤字額を解消してきたことがわかる（表8）。

併せて、国において、近年においては、地方交付税を含む一般財源の総額確保に努めると同時に、夕張市を含む条件不利地域や小規模の市町村において、必要な行政サービスを実施できるよう、段階補正及び人口急減補正の見直しを図り、地方債の公的資金への配分を配慮するなどの取組みが行われてきた。また、夕張市に対しては、再生振替特例債に公的資金を投入し、再生振替特例債の利子の一部を国及び北海道が負担している。

表 8 財政削減効果

①事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減に関する状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 26 年度までの累積実績額 | 左のうち一般財源相当額 | 算定方法 |
|------------|------------------|-------------|-----------------------|
| (1) 人件費 | 9,540 | 9,399 | 平成 17 年度決算と各年度の差額の積上げ |
| (2) 物件費 | 2,545 | 2,545 | 〃 |
| (3) 維持補修費 | 463 | 463 | 〃 |
| (4) 扶助費 | 324 | 200 | 〃 |
| (5) 補助費等 | 0 | 0 | 〃 |
| (6) 投資的経費 | 0 | 0 | 〃 |
| (7) 公債費 | 4,524 | 3,276 | 〃 |
| (8) 他会計繰出金 | 0 | 0 | 平成 20 年度決算と各年度の差額を積上げ |
| 計 | 17,396 | 15,883 | |

注 財政再建計画により平成 18 年度以降、財政再建のための取組みを継続して実施しているため、歳出削減額としては、財政再建計画策定の前年度である平成 17 年度決算を基準として算出している。ただし、「(8) 他会計繰出金」については、繰出対象である他会計の廃止、新設による影響を除外するため、平成 20 年度決算を基準として算出している。

②地方税その他の収入の増徴に関する状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 達成された累積実績額 | 左のうち一般財源相当額 | 算定方法 |
|---------|------------|-------------|-----------------------|
| 徴収率向上対策 | 204 | 204 | 平成 20 年度からの徴収率向上分を積上げ |

③地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収に関する状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 26 年度までの累積実績額 | 左のうち一般財源相当額 | 算定方法 |
|---------|------------------|-------------|-----------------------|
| 徴収率向上対策 | 43 | 43 | 平成 20 年度からの徴収率向上分を積上げ |

④使用料等の変更、財産の処分その他の歳入の増加に関する状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 26 年度までの累積実績額 | 左のうち一般財源相当額 | 算定方法 |
|------------|------------------|-------------|--------------------------|
| 使用料の引上げ | 20 | 0 | 引上げ効果額を積上げ（文化スポーツセンターなど） |
| 手数料の引上げ | 200 | 7 | 引上げ効果額を積上げ（ごみ・し尿手数料など） |
| その他の収入の引上げ | 12 | 1 | 引上げ効果額を積上げ（各種検診料など） |
| 下水道使用料の引上げ | 155 | 0 | 引上げ効果額を積上げ |
| 計 | 387 | 8 | |

⑤超過課税又は法定外普通税による地方税の増収に関する状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 26 年度までの累積実績額 | 左のうち一般財源相当額 | 算定方法 |
|------|------------------|-------------|---------------|
| 超過課税 | 319 | 319 | 超過課税分の増収額を積上げ |

3. 夕張市の現状・これまでの取組みの評価について

現在までの財政再建の取組み

夕張市は財政再建団体移行後、厳しい緊縮財政のもと、行政サービスを提供し、財政の再建、地域の再生に取り組んできた。

平成 18 年度から平成 27 年度までの間、再生振替特例債の償還を含めると、約 95 億円の赤字を解消している。3 年間据置期間を経て平成 25 年度からは再生振替特例債の元本償還が始まっており、利子を含めると年間約 26 億円の元利償還金の返済を平成 38 年度まで続けることとなる。(表 9)

表 9 赤字償還額の推移

※再生振替特例債の据置期間が3年のため、元金は償還していないが、減債基金に必要分を積み立てている。

(単位: 千円)

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28予定 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 財政再建計画 | 373,953 | 1,475,073 | 1,284,856 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 財政再生計画 | - | - | - | - | - | - | - | 2,083,248 | 2,114,613 | 2,146,452 | 2,178,769 |
| 計 | 373,953 | 1,475,073 | 1,284,856 | - | 0 | 0 | 0 | 2,083,248 | 2,114,613 | 2,146,452 | 2,178,769 |
| 償還元金累計 | 373,953 | 1,849,026 | 3,133,882 | 3,133,882 | 3,133,882 | 3,133,882 | 3,133,882 | 5,217,130 | 7,331,743 | 9,478,195 | 11,656,964 |
| | H29予定 | H30予定 | H31予定 | H32予定 | H33予定 | H34予定 | H35予定 | H36予定 | H37予定 | H38予定 | 計 |
| 財政再建計画 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,133,882 |
| 財政再生計画 | 2,211,573 | 2,244,871 | 2,278,671 | 2,312,979 | 2,347,803 | 2,383,153 | 2,419,034 | 2,455,456 | 2,492,426 | 2,529,952 | 32,199,000 |
| 計 | 2,211,573 | 2,244,871 | 2,278,671 | 2,312,979 | 2,347,803 | 2,383,153 | 2,419,034 | 2,455,456 | 2,492,426 | 2,529,952 | 35,332,882 |
| 償還元金累計 | 13,868,537 | 16,113,408 | 18,392,079 | 20,705,058 | 23,052,861 | 25,436,014 | 27,855,048 | 30,310,504 | 32,802,930 | 35,332,882 | |

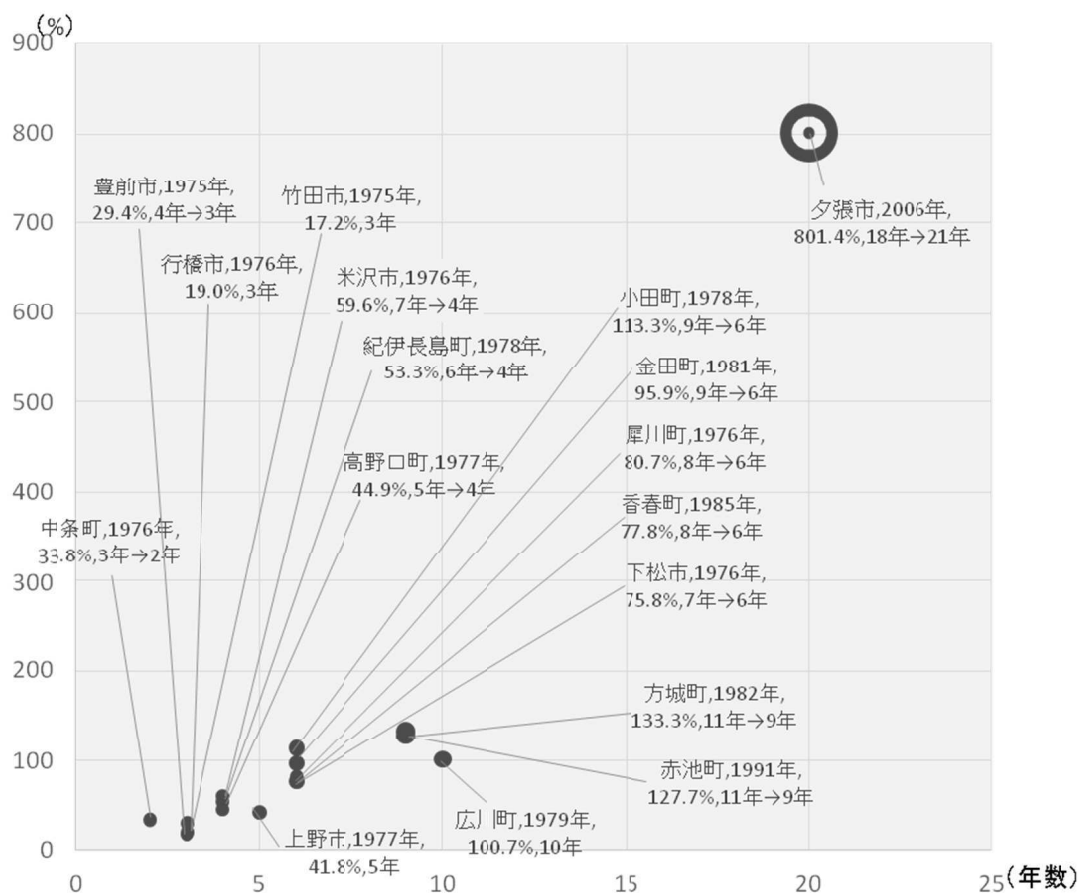
※元金償還の始まった平成25年以降、平成38年までは、年間の元利償還金は約26億円となる。

地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建団体は、885 団体（本再建 588 団体、準用再建 297 団体）ある。他の団体と実質赤字比率、財政再建計画期間を比べて見ると、夕張市の赤字額は他の団体と異なる規模であり、また、15 年程度の長期に及ぶ計画期間を実行した団体はあるものの、夕張市とは比較にならないほど赤字の規模は小さい。したがって、夕張市の赤字規模に比して再建（再生）期間 21 年というのがいかに厳しい内容となっているかということが伺える。

すなわち、夕張市の再建（再生）期間が超長期にわたっているのは、不適切な決算処理によって積み上げてしまった赤字の大きさの裏返しであることが、図 2 で改めて浮き彫りになっている。他団体の例に沿って財政再生計画を作成するとすれば、赤字比率に比例する限り再建（再生）期間はむしろもっと長くてもおかしくはない。つまり、それだけ財政再建及び再生計画期間の最初の 10

年間の1年間あたりの財政再建の財政負担が重いことを示唆している。

図2 旧再建法下での夕張市以外の財政再建団体



もともと、財政再生団体であっても、必要な住民サービスの提供等についてはこの間も財政再生計画の変更により実施することとして、当初計画に記載されていない事業を計画変更で盛り込んで柔軟に対応してきた。その中には法律の改正や制度変更に伴う予算計上も含まれるが、地域再生に向けた一定の取組みとしては、清水沢地区の公営住宅建て替え事業や真谷地地区の地区内集約事業を始めとする市営住宅の再編事業、民間賃貸住宅の建設費に対する補助、生活交通ネットワーク計画の策定によるデマンド交通の検討や公共交通ガイドの作成、子ども・子育て支援計画の策定及びそれに基づく事業の実施、未就学児の医療費無料化などがあげられる。これらの事業について、財政再生計画の手直しを何度も進めながら見直してきたことで、近隣自治体と比較して、根幹的な住民サービスの提供において明らかに大きく劣ることがないようにされてきた。住民は近隣自治体と比較して最低レベルのサービスであると感じているが、確かに細かい点では手の届かないところはあるものの、根幹的なサービスの提

供はこの間、辛うじて対応してきた。

夕張市の人口や経済の現状

夕張市の人口（住民基本台帳人口ベース）は、平成 18 年 3 月 31 日には 13,268 人だったが、平成 27 年 1 月 1 日には 9,409 人と、約 9 年間で約 30%の大幅な人口減少が起こっており、全国、北海道や近隣自治体と比べても、その減少度合いは明らかに大きい。（図 3）。また、世帯数をみても約 25%減と、全国、北海道や近隣自治体の減少度合いに比べて大きい（図 4）。

年齢階層別人口を見てみると、65 歳以上人口が全体の 47.72%を占めており、超高齢化の状況となっているおり、全国、北海道や近隣自治体と比べても、少子高齢化の進み具合は深刻となっている（図 5、図 6）。

平成 18 年度から平成 26 年度の人口動態（社会増減）を見てみると 20 代及び 30 代の人口流出が顕著となっている（図 7）。

なお、平成 27 年に行われた国勢調査速報値によると、平成 22 年の 10,922 人から 2,077 人減の 8,845 人となっており、5 年間で 19%の減少となっている。これは、北海道内の市町村で一番高い減少率であり、全国でも減少率が最も高い団体の 1 つである。

図3 平成18年から平成27年までの住民基本台帳人口の推移(日本人のみ)

| | H18.3.31 | H19.3.31 | H20.3.31 | H21.3.31 | H22.3.31 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 全国 | 127,055,025 | 127,053,471 | 127,066,178 | 127,076,183 | 127,057,860 |
| 北海道 | 5,629,970 | 5,600,705 | 5,571,770 | 5,543,556 | 5,520,894 |
| 岩見沢市 | 93,570 | 92,799 | 91,915 | 91,191 | 90,553 |
| 夕張郡由仁町 | 6,656 | 6,525 | 6,378 | 6,242 | 6,123 |
| 夕張郡長沼町 | 12,639 | 12,535 | 12,321 | 12,168 | 12,056 |
| 夕張郡栗山町 | 14,400 | 14,224 | 14,005 | 13,739 | 13,580 |
| 夕張市 | 13,268 | 12,631 | 12,068 | 11,633 | 11,213 |

| | H23.3.31 | H24.3.31 | H25.3.31 | H26.1.1 | H27.1.1 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 全国 | 126,923,410 | 126,659,683 | 126,393,679 | 126,434,634 | 126,163,576 |
| 北海道 | 5,498,916 | 5,474,216 | 5,444,307 | 5,441,079 | 5,408,756 |
| 岩見沢市 | 89,770 | 89,023 | 87,852 | 87,161 | 85,936 |
| 夕張郡由仁町 | 6,018 | 5,882 | 5,799 | 5,693 | 5,613 |
| 夕張郡長沼町 | 11,944 | 11,799 | 11,680 | 11,645 | 11,476 |
| 夕張郡栗山町 | 13,393 | 13,183 | 12,978 | 12,846 | 12,621 |
| 夕張市 | 10,839 | 10,471 | 10,042 | 9,774 | 9,409 |

(平成18年を100とした場合の指数)

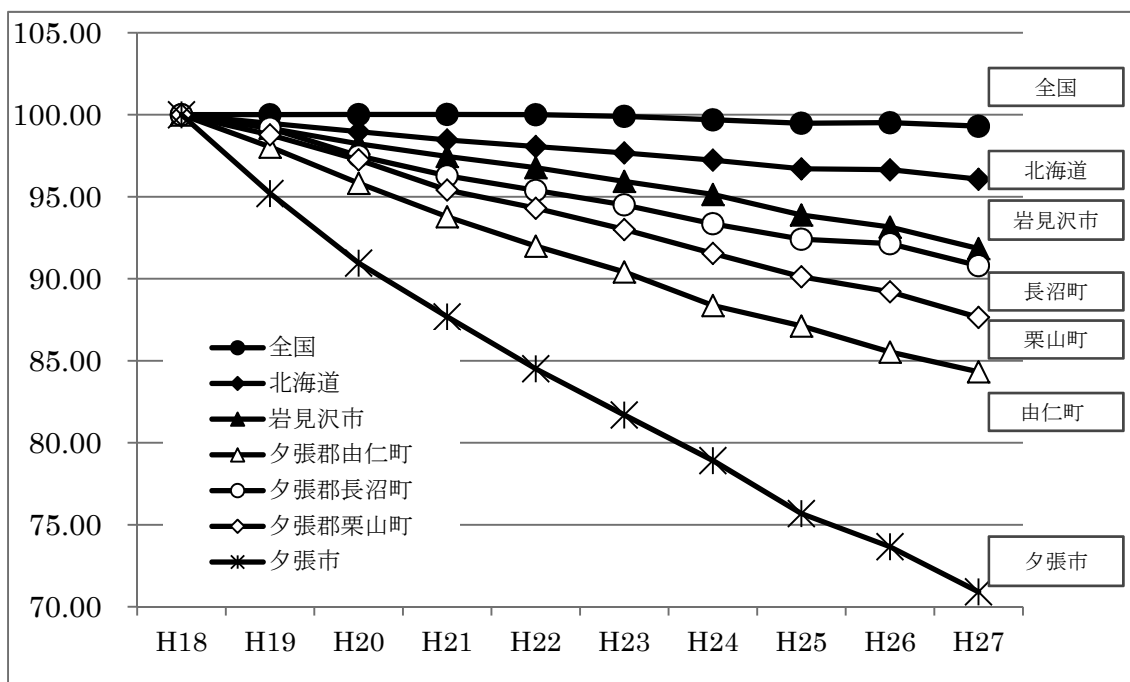


図4 平成18年から平成27年までの世帯数の推移

| | H18.3.31 | H19.3.31 | H20.3.31 | H21.3.31 | H22.3.31 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 全国 | 51,102,005 | 51,713,048 | 52,324,877 | 52,877,802 | 53,362,801 |
| 北海道 | 2,580,577 | 2,599,764 | 2,618,005 | 2,637,145 | 2,654,310 |
| 岩見沢市 | 41,377 | 41,567 | 41,698 | 41,988 | 42,230 |
| 夕張郡由仁町 | 2,570 | 2,560 | 2,543 | 2,528 | 2,529 |
| 夕張郡長沼町 | 4,831 | 4,889 | 4,903 | 4,961 | 4,957 |
| 夕張郡栗山町 | 6,150 | 6,149 | 6,106 | 6,054 | 6,070 |
| 夕張市 | 6,818 | 6,552 | 6,345 | 6,209 | 6,076 |

| | H23.3.31 | H24.3.31 | H25.3.31 | H26.1.1 | H27.1.1 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 全国 | 53,783,435 | 54,171,475 | 54,594,744 | 54,952,006 | 55,364,197 |
| 北海道 | 2,670,572 | 2,685,761 | 2,696,554 | 2,713,725 | 2,723,718 |
| 岩見沢市 | 42,286 | 42,374 | 42,374 | 42,366 | 42,188 |
| 夕張郡由仁町 | 2,519 | 2,493 | 2,489 | 2,470 | 2,490 |
| 夕張郡長沼町 | 4,957 | 4,961 | 4,966 | 4,994 | 5,012 |
| 夕張郡栗山町 | 6,054 | 6,019 | 5,979 | 5,963 | 5,935 |
| 夕張市 | 5,943 | 5,789 | 5,607 | 5,451 | 5,290 |

(平成18年を100とした場合の指数)

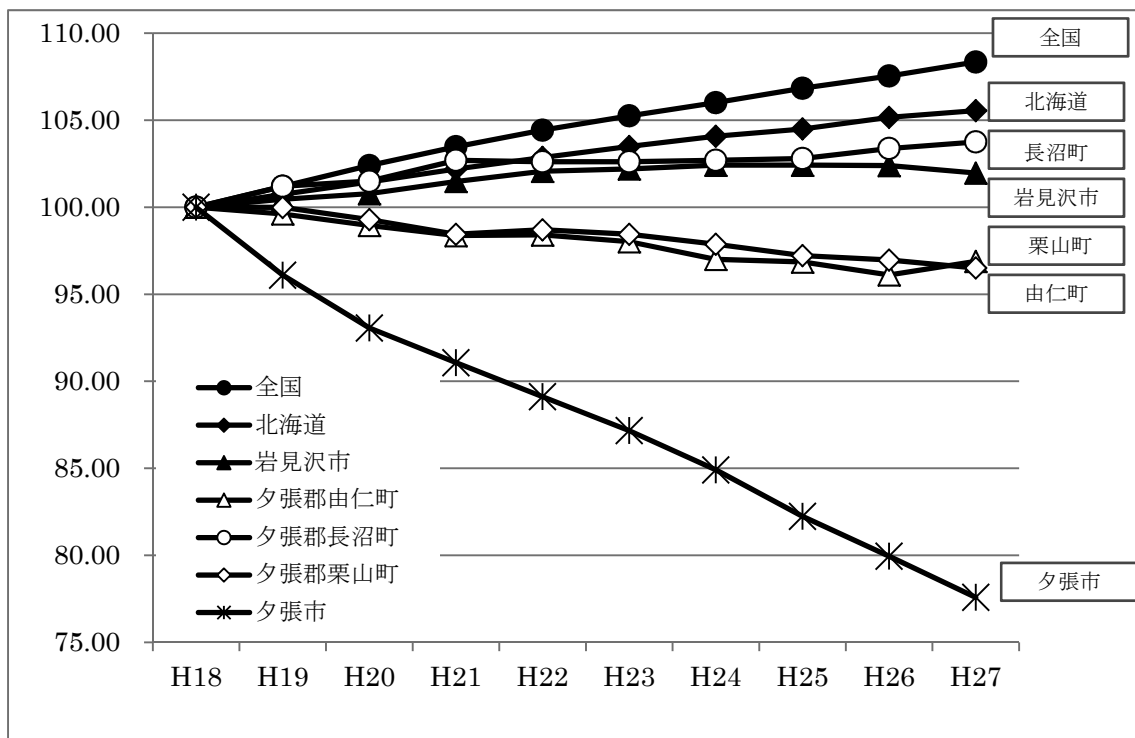


図5 平成27年1月1日 年齢階層別住民基本台帳人口

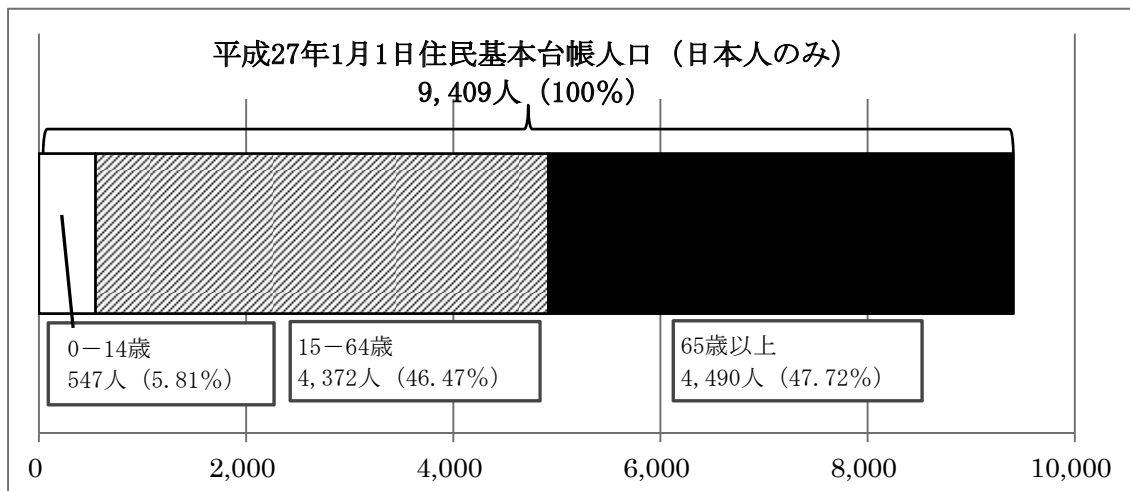


図6 住民基本台帳に占める年齢階層の比較

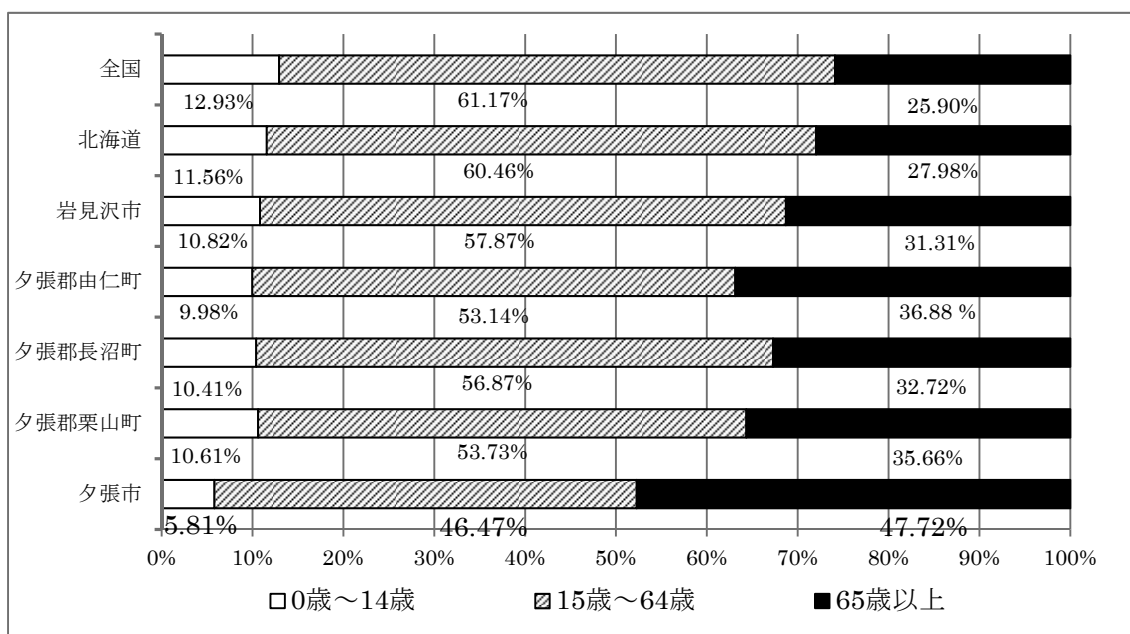
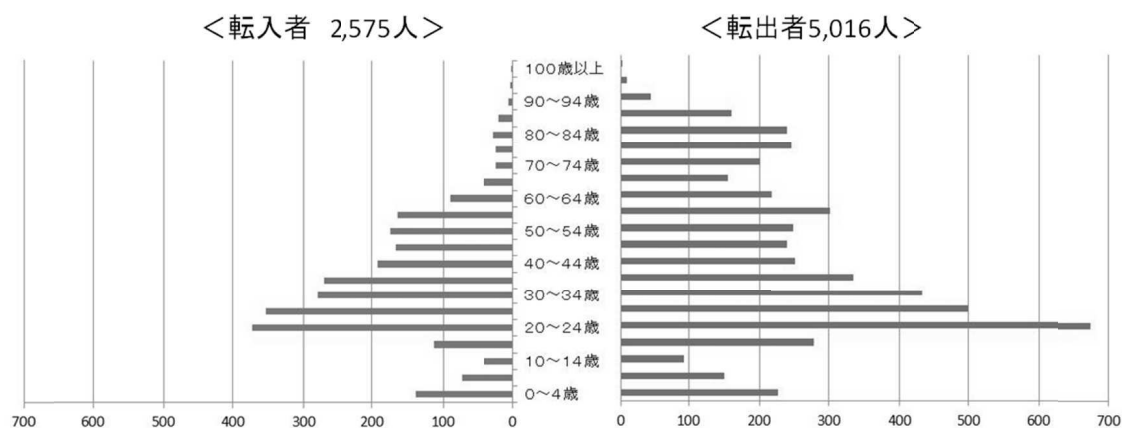


図7 平成18年から平成26年の人口動態（社会増減）



市民の実感と委員からの意見

このような財政再建の取組みについて、関係団体へのヒアリングや市民懇談会を開催し、市民の声を聞くとともに、夕張市の現状を踏まえ、検討委員会では夕張市のこれまでの取組みについての議論を行い様々な意見交換がなされたが、大きくまとめると次のとおりである。

<市民負担>

- ・市民への上乗せ負担はどれだけ歳入増加に寄与するかには疑問があり、その効果よりもむしろマイナスイメージを拡大する影響の方が今や大きい。
- ・「何を要望しても、どうせかなわない。」という諦めムードが、住民生活に深い影を落としている。そのような破綻の状況に保護者世代が慣れてしまっている。

<住民サービス>

- ・「最高の負担、最低のサービス」という表現が使われるようなところに人は来ない。
- ・市が行政サービスを満足に行えないことは理解できるが、市民はその理由を十分に理解していない。丁寧に理由を説明してもらえれば市民は安心できる。
- ・夕張に現在住んでいる人を第一に考えられなければ、外から人は来ない。特に子どもは宝であるので、子育て世代への施策の充実が必要。
- ・図書館や児童館など、放課後の子どもの居場所となる施設がない。
- ・夕張市に企業が来て労働者が増えても、条件に叶う住宅が不足しているため、市内に住むことができない。
- ・高齢者・子育て世代ともに生活の中では医療に不安を感じる。
- ・保育園は全て老朽化が著しく、先生から一番聞かれる不満の声も施設・遊具の老朽化に関するもの。極力早い更新を求められる。また、保育園で働く職

員の給与水準は低い。

- ・財政再生計画が終わった時点で、市職員、派遣職員ともいなくなり、組織が成り立たなくなっているのではという危機を感じる。現時点で限界と感じる。
- ・市民会館の閉鎖により、映画上映や文化活動の発表に適した会場がない。
- ・ホール機能を持ち市民が集まることができる多目的な複合施設が必要である。
- ・住民意見の実現・自治の回復のために必要となるのは、裁量の持てる予算執行や投資的経費の確保と考える。

<行政執行体制（職員問題）>

- ・行政執行体制が崩壊すれば市民生活にも支障が出ることから、行政執行体制の安定化は最重要課題。破綻当時の管理職が残っていない中で、厳しい処遇を続ければ、職員の士気も上がらず、職場に絶望した職員の退職にも歯止めがかけられない。
- ・財政再生計画の履行が危ぶまれるぐらい行政執行体制は限界にきている。処遇改善や計画的な採用による改善を行なっていないと、行政執行体制が劣化し市民サービスにも影響が出る。
- ・今からでも計画的に若い職員を採用し、プロパー職員の比率を上げなければ、市の執行体制が強化されず、職員の経験値も上がらないという負のスパイラルに陥る。他の自治体等からの応援なしには住民サービスが提供できないという事態が続くことになる。
- ・一般職員だけでなく特別職や議員も同様に、現在の処遇では人材の確保は難しい。
- ・他団体との人事交流による研修は市職員の育成の上で有意義であり、計画的な職員の採用と合わせて適切な対応を考える時期にきている。
- ・夕張市の赤字解消の原資のほとんどは人件費から捻出されているが、市職員の人件費をこれ以上下げることが不可能。仕事を継続できるだけの処遇を確保し、人材を採用できる環境を早く整えなければ、執行体制の悪化と必要な人材確保ができないという悪循環に陥る。
- ・子育て環境の整備等の具体的な課題に対して、行政側に余裕がないことで、解決できないという悪循環があるのではないか。サービスを提供するのも人材であるという点に着目して、対策を考えていくべき。

<その他>

- ・メディア等の影響から夕張市に対するネガティブなイメージが広まった。夕張市で生活するという点に対して、ネガティブなイメージしか持たれていない。
- ・夕張市の現状は財政状況の好転と引き換えに地域が疲弊。自治にもう少し柔軟性があっても良いのではないか。

- 疲弊地域の再生については、最初に「足し算の支援」、次に「かけ算の支援」という考え方がある。夕張も最近では借金返済一辺倒ではなく、地方創生の取組みが認められているが、「全国唯一の財政再生団体」という烙印を早く剥がして、人々が地域の未来を前向きに考えられるようにすることが、合わせて大切ではないか。
- 今は地方創生の時代であるが、そのスタートラインにすら立てていない。
- 夕張市内の中学校から夕張市内の高校への進学率が減少。これは、希望の喪失の象徴的な現れ。
- 行政執行体制の改善は必要であるが、市民生活の負担にもバランス良く目を向ける必要がある。
- 破綻から 10 年を経て、夕張市全体が限界に来ていると感じた。何とかしなければ「2 度目の破綻」ともいふべき事態になってしまうという切迫感を感じる。

4. これからの夕張市に必要な取組みについて

再建過程の検証結果

夕張市は、財政再建団体に移行してからこれまでの間、大幅な行財政改革を実行し、厳しい緊縮財政のもとでの行政運営を行い、必要な行政サービスと地域の再生に努めてきた。しかしながら、独自の地域振興施策の展開が財政上の問題で制約され、また、地域に根差した政策を企画・実行し、行政サービスの提供を担う職員についても、派遣職員でその体制を維持している状況である。夕張市が現在、地域再生の取組みを何もできていないわけではないにしても、他自治体と比較して約10年の遅れは否定できない。それに対して、住民のなかには地方創生のスタートラインにすら立てていないとの悲観的な声も聞かれる。本委員会として、現在までの夕張市の財政再建過程を検証した結果、次のような認識に至った。

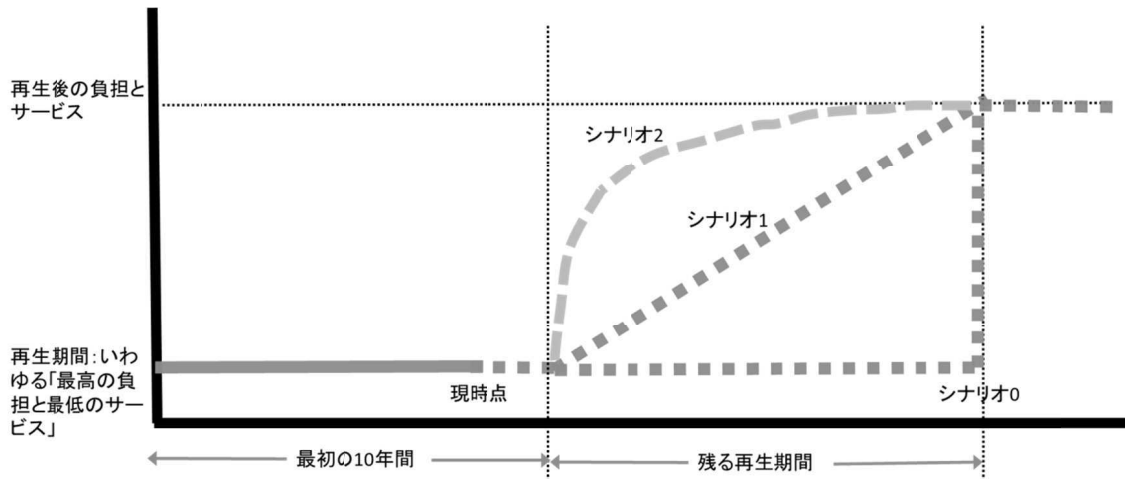
- ①夕張市は、財政破綻からこの間、これまでの地方財政再建促進特別措置法を含めても、例がないほどの規模で行財政改革を実施しており、財政再建を着実に進めてきている。
- ②財政再建を最優先するあまり、必要な施設の整備や施策の実施が行えないという認識が広がり、そのことが住民の失望感を呼び、人口流出等を加速させる要因ともなっており、今後、これまでと同様の考え方で財政再建を進めることは、地域社会の崩壊につながる懸念がある状況にある。
- ③地方財政再建促進特別措置法の財政再建団体では再建期間が長くても10年程度であったことを踏まえ、夕張市においては、10年程度を目途に、地域の再生や人口減少を食い止める取組みをこれまで以上に加速させ、財政再建と地域再生の調和に向けて新たな段階に移行することが適当である。
- ④現在、全国の市町村で進められている地方創生に関する取組みに照らすと、人口減・高齢化が急速に進展している夕張市にあっては、地域の希望となるような未来志向の施策が、他団体に比較しても必要性はより大きいにもかかわらず、財政再建過程にあるだけに前向きの発想を持った取組みが十分に進んでおらず、早急な取組みが必要である。
- ⑤夕張市民のなかに、他団体に比べて過重となっている財政負担等の軽減を求める声はあるものの、人口減少対策と地域再生に夢をつなぐための子育て新政策、定住・移住促進政策、新エネルギー政策、コンパクトシティの推進、文化・芸術・社会教育等のための複合施設建設など、未来志向の政策の展開を打ち出してほしいという声大きい。一方、そのような政策を実施するには、行政執行体制が脆弱であり、またこの10年間の職員退職等で行政執行体制に大きな支障を来していることから市職員等の処遇改善や人材確保、能力

向上に資する研修等の実施、さらには特別職の給与面等での早急な待遇改善を要望する声も大きい。

今後の財政再生計画の考え方

図 8 は、夕張市の財政再建の今後についてのイメージを示したものである。地方財政再建促進特別措置法及び地方公共団体財政健全化法の考え方からすれば、財政再建の制約が法的に課されるのは異例の事態であり、自治権の確保の観点ではそうした期間を最短で終わらせるべきであって、財政再建を急ぐ必要から財政再生計画期間中は最低のサービス・最高の負担として、そのかわり財政再生計画期間を可能な限り短縮することとしてきた。すなわち、図 8 ではシナリオ 0 である。しかし、財政再建期間が 10 年をはるかに超える夕張市の場合、10 年を超えた時点で市民や職員の負担やサービスの水準を再生後の水準に段階的に移行することとし、財政再生計画期間が終わった段階で、スムーズにまちづくりを推し進めていくことができる体制を整えていくべきである。すなわち、図 8 では、シナリオ 1 あるいは可能な限りシナリオ 2 を選択することを意味する。

図 8 夕張市の財政再生の道のり（イメージ）



そのようにすることで、夕張市民の財政の再建に伴う痛みは、段階的に緩和されることとなり、財政再生計画期間の短縮を願う思いを実質的な意味で叶えることができる程度まで可能になる。法的には、再生振替特例債の償還がすべて終わり、実質公債費比率等の財政指標が改善されるまでは財政再生計画期間であることは変わらないが、最初の 10 年とは違い、財政の再建がすべてに優先されるわけではなく、地域再生へのウエイトを大きくすることで、財政再建の新たな段階に入ったことを市民が実感できるようにし、財政再生計画期間

の負担感の実質的な緩和を図るべきである。そのことを通じて市民の元気と希望を引き出すことが、現在の夕張市の状況に照らせば不可欠なことである。

その際、図 8 のシナリオ 2 を可能な限りめざすとしても、財政再生期間の延長を回避すべきであるというのが本検討委員会の総意である。現在の財政再生計画は、地方財政再建促進特別措置法の下で準用再建団体の適用を受けた際の財政再建計画の歳入見込みを基本的に引き継いでいるが、当時に比べると地方財政全体の財源は、地方交付税の復元や地方税の充実等を通じて上振れしている。また、今後は、地方創生のための財源（一般財源と交付金）や平成 28 年度から始まるふるさと納税（企業分）等の財源も期待できる。一例だが、地域再生のための各種交付金などを通じた、新たな財源確保の努力も積極的に図るべきである。さらに、必要に応じて国と北海道からの財政支援を求めるなど、財政歳入フレームの充実を求めるべきである。財政再建と地域再生の両立に向けて、地方公共団体財政健全化法第 21 条の趣旨に則り、国と北海道は夕張市に対して協力を惜しんではない。

住民サービスの改善、公共施設等の整備、住民負担の軽減、市職員の処遇改善などの行政執行体制の見直しなどのそれぞれによって、どの程度早期に再生後の水準に近づけるかは、今後の財政再生計画の収支計画の建て方によっておのずと変わってくる。住民サービスや公共施設等の整備などについては、可及的速やかに行うことが望ましい。行政執行体制の確保については、人件費の圧縮が財政の再建でもっとも重要な財源となっている現状を踏まえつつ、期間を切って、どの段階でどこまで改善するかを明らかにし、処遇改善を着実に見込むべきである。そのためには、まず市として将来を見据えた定員管理計画を作成する必要がある。

財政再生計画期間については、現実には、将来の財政フレームが不確実であるなかで、計画の進行管理に応じて変わり得るものである。今後は考え方として、財政再生計画期間を不変のものとして、サービス水準や負担のあり方を逆算して定めるのではなく、財政再建にあっても必要な住民サービスを確保することを優先すべきである。財政再生計画の延長は回避すべきであり、歳入の上振れ等がある場合には、財政再生計画の短縮に努めるべきである。仮に、現段階で想定していない極めて重大な事由によって財源不足に陥った場合に、地域再生のために実施すべき政策については、市民の理解を得たうえで、財政再生計画の期間延長を視野に入れてでも、財源確保を図るべきである。

財政再生の考え方を最初の 10 年から大きく転換することを市民に広く周知し、財政の再建だけを優先するわけではなくなったことを実感できるようにすることを通じて、地域の未来に希望を持ってもらえるように努めるべきである。もっとも、他の自治体でもそうであるように、地域住民の希望の全てが叶えられ

るわけではないこともあわせて周知する必要がある。

再生のための本委員会からの提言

以上の基本的認識を踏まえ、本委員会として、夕張市は地方創生実現のための財政再生計画の再計算（収支計画の全面改定）を通じて、財政再建と地域再生の調和に向けて新たな段階に移行することを求める。

その背景には、財政再建計画（当初）が作成されたときはいわゆる構造改革の時代であり、地方財源は三位一体改革後のもっとも厳しい時期であったが、その後、地方財源の総額確保が進められ、現在では地方創生が重要な政策となっていることがある。また、地方財政再建促進特別措置法の下で長くても10年間程度であった財政再建期間を夕張市はまもなく経過しようとしており、財政再生計画期間終了後を見据えた市政運営に移行していくことが適当である。そこで、具体的に次にあげることの実現を提言する。

① 住民サービス・住民負担について

財政の再建下にあっても、必要な住民サービスの提供は行うことを原則として、人口減少を抑制する必要から住民から要望の強い子育て支援サービスの充実、特に重点的に進めていくべきである。これまでも、妊婦健診の公費負担などの代表的なサービスについては近隣の自治体とほぼ遜色のない水準であったが、一時預かり保育などの補助的なサービスの提供は不十分であり、認定こども園などの幼保一体の取組みは進んでおらず、幼稚園の教諭や保育士の人材確保のための処遇改善は不十分である。子どもたちが遊ぶことができる施設の整備や児童公園の遊具の更新などは住民からの要望が強く、それを優先的に改善することで、財政の再建下にあっても財政再建だけを優先するわけではないことを住民が実感できるようにすべきである。また、これとは別に現在すでに取組みが始まっている市内高校の魅力化等の取組みを通じて、学校教育の充実にも力を注ぐべきである。

あわせて、過重な住民負担については、住民負担の実態とその財政再建効果を十分見極めたうえで、定住・移住促進への悪影響等を勘案し、超過税率の解消を早期に実施すべきである。

② 公共施設等の整備について

現在、国が進めている公共施設等の総合管理の考え方に沿って、老朽化対策と施設面積のダウンサイジングを図りながら、公共施設の整備を計画的に進めていくべきである。市が構想してきたように、清水沢地区を中心としたコンパクトシティの実現を図ることを青写真として、文化・芸術・社会教育・子育て等の拠点となる複合施設を整備し、診療所の建設整備、市役所の移転などの計画を進めることとする。また、市営住宅については、面積のダウンサイジング

を図りながら、建て替え更新を段階的に進めることとする。また清水沢地区に限らず、市民が安心して暮らせるように十分留意する。それらの建設計画を財政再生計画期間にどこまで実施するかを財政再生計画の収支再計算において検討し、取組みを前進させるべきである。

③ 地方創生にかかる政策展開について

市民の多くは、市の将来の夢をつなぐ政策が展開されることを希望している。定住・移住促進、産業創出、新エネルギー政策などの政策に特に期待感が強い。それを受けた力強い政策展開が地方創生の推進において必要である。旧産炭地ならではの地産地消型の新エネルギー政策の展開や、他団体に引けを取らない規模で定住・移住促進政策を力強く進めるべきである。定住・移住促進のためには住宅環境の改善が必要である。市内には低所得者しか居住できない公営住宅はあっても、中・高所得者が居住する賃貸住宅ストックは大きく不足しており、定住・移住者の希望があっても叶えられない現状があり、それを改善すべきである。その際には、地方創生の総合戦略に基づく政策展開として、財源としてふるさと納税（平成28年度に創設される企業版を含む）を最大限、有効に活用すべきである。

④ 行政執行体制について

上記①～③の政策を進めていくにあたり、その土台となるのが行政執行体制の整備である。職員の処遇を計画的に改善し、財政再生計画終了後を見据え、派遣職員に頼ることのない体制を確立できるような定員管理や計画的な採用が必要である。そのためには、まず市として職員の適正規模の実現を図って、定員管理計画を作成することが重要である。

大幅な給与カットが長年続いており、中途退職にも歯止めがかからず、人材確保も困難な状況であることから、一般職員の処遇改善を、財政再生計画の再計算を通じて、着実に図っていくべきである。職員給与等について、現在は全国の市町村のなかで最低水準とされているが、少なくとも全国の市のなかでの最低水準に設定することに基準を見直すことが適当である。

さらに、研修機会の拡大などを通じた人材育成や再雇用拡大などの人材確保のための施策が必要である。また職員の処遇改善に伴って、非常勤職員や嘱託等によって住民サービスの多くが支えられていることに鑑み、そうした働き手の処遇改善の実現が急がれる。

特別職の給与水準については、異常ともいえる低い水準にあり、職務を全うするうえでも人材確保のうえでも著しい障害となることが懸念されることから、市民の意向も踏まえて、市職員の現在の給与水準とのバランスを図り早期に一定程度まで回復すべきである。議員報酬も、市民の理解を得ながら見直していくべきである。

⑤財政再生計画の運用について

上記①～③の政策を機動的に推進していくためには、財政再生計画の運用面での改善が必要である。財政の再建の段階では、財政再生計画の頻繁な見直しが必要になるが、そのための事務手続きの簡素化は、一層図られるべきである。また、今後の地方創生等の推進の上で、市長の判断で、新しい政策が機動的に展開できるような市長の裁量権確保のために、財政再生計画の見直しやその運用面での手続きの簡素化等について工夫していくべきである。加えて、現状では、投資的経費の執行等で、後年度の財政負担が生じる事業については、財政再生計画の着実な実行を担保する観点で、その必要な財源を財政再生計画調整基金に積み立てることにしているが、今後は廃止を含めた見直しをすべきである。

誇りの回復・自治権の回復へ

夕張市は、石炭採掘を通じて近代日本の発展を支えた輝かしい歴史を誇っているが、財政破綻に陥ったことで、市民の誇りは深く傷ついている。財政再生団体ゆえに何を要望しても叶えられないという絶望感や諦め、財政再生計画によって政策展開が自由にできないこと、職員の処遇改善や定員拡充が叶わないことへの閉塞感などもまた地域の再生の最も基盤となる底力を弱体化させ、地域衰退を加速させている。今こそ、夕張市民としての誇りの回復や自治権の回復が必要である。上記の提言が実現することで、未来への希望と自治権の回復を実現し、誇りの回復につなげていってほしい。誇りの回復は、子育て支援などの住民サービスの充実、学校教育の拡充、定住・移住政策の推進、新エネルギー政策、産業創出、住環境の整備などの地域再生への力強い取組み、市長の処遇改善などを通じて推進し、自治権の回復は、市長の政策推進の上での裁量権の拡大、財政再生計画調整基金への積み立ての見直し、行政執行体制の整備など、実感として財政再生団体から脱却することを通じて実現していくものと考えられる。

本委員会の検証と提言が、夕張市の財政の再建過程の流れを変える契機となり、住民の切なる願いに応え、明日への希望の灯がともることを心から祈念してやまない。

おわりに

財政再生団体となった以上、あくまで債務の返済に努めることを前提としながらも、財政の再建だけを優先せず、必要な住民サービスは提供し、地方創生につながる政策は着実に実行し、行政執行体制の整備は計画的、段階的に進めていくという方針を、いままで以上に強化することが夕張市にとって必要である。本報告で強調してきたように、過去の財政再建では長くても10年程度であったが、夕張市はそれをはるかに超える期間が必要であるほど債務が膨大であるなかで、財政再建を優先させると人口減少と産業の衰退が、取り返しのつかないほど大きくなるという危惧がある。

それと同時に、夕張市民に財政再建の責任をどこまで問えるかという微妙な問題がある。不適切・不透明な会計処理を継続した背景には、国が面倒をみてくれるという国への依存心が見え隠れする。それを通じて、積みあがってしまった赤字・債務は、公選された市長が、公選された議会の監視をかいくぐって作ってしまったものであり、その返済の義務は、一義的には夕張市民が財政負担というかたちで負わざるを得ない。しかしながら、現実の地方自治において、地方自治体の民主主義的な意思決定の結果に対して、法的な瑕疵が問われない範囲においては、住民は原則として無限責任を負うとまでいいきれぬのかどうか。人口の入退出が自由にできる地方自治体にあつては、市民も特別職を含む職員も、今では顔ぶれが大きく入れ替わっている。夕張市の財政再建においては、10年が過ぎた段階では、夕張市民に寄り添ったかたちで、人口の回復や経済の再生のウエイトを高めることが、現実的な選択肢であろう。

困窮する夕張市に対して、国や北海道はこれまで様々な支援を行ってきた。今日までの財政の再建過程で、巨額の債務返済を進めるなかでも、根幹的な住民サービスの提供ができてきているのは、国は必要な政策の執行を柔軟に認め、財源面でも特別交付税や過疎対策事業債、国庫支出金等において、可能な範囲ではあるが財源措置を行ってきたからであり、また、北海道についても職員派遣をはじめ、さまざまな支援を行ってきたからである。そうした事実経過を踏まえて、残る期間においても、国や北海道との信頼・協力関係を維持・構築していくことが重要である。

夕張市は、旧産炭地ゆえに、炭鉱企業から引き継いだ社宅が今や大量の公営住宅となり、その老朽化対策は今後ますます必要となる。そこで、今後の地域再生においては、公共施設の整備にあわせてコンパクトシティの実現を目指している。しかしながら、住民のなかには、地域整備が清水沢地区に集中することに対して不安を抱く者もおり、こうした不安の声にも寄り添いながら、新たなまちづくりを着実に進めていくことが求められる。

財政再生団体に陥ったことで、住民が市に代わって地域の公共的課題を担っていく動きが顕著である。そのことは厳しい状況にあっても、夕張市の将来に希望を見いださうのものであるが、他方で財政破綻から 10 年が経過する中で、住民の高齢化や流出等により疲弊が見られる部分も出てきている。せっかく育ち始めた住民自治の芽が枯れることがないように、コミュニティ毎の状況の違いに留意しつつ、きめ細やかな施策の展開が期待される。

鈴木直道夕張市長は、多くの市民の支持を得ながら、文字通り夕張市の顔として、単に財政再建の重さにあえぐ夕張市の現状を訴えるだけでなく、「破綻のまち」から「再生のまち」に向かう必要性を示し、夕張市の再生を後押しする社会の声の醸成に努めてきた。そのことは大いに評価できる。今後は、鈴木市長はそのことと並行して、いままで以上に職員のモチベーションを引き出すべく、市内でのリーダーシップの発揮に腐心してほしい。同時に、市職員には、地域の再生と財政の再建を一層確実なものとするべく、さらなる奮起を期待するものである。

いま、夕張市のプロパー職員のうち、約 3 割は財政再生団体移行後に採用されている。そうした職員が市の将来に希望を持って働くために必要なのは、処遇改善もさることながら、職員として仕事を通じてやりがいを感じ、挑戦できる分野を見出すことである。そのために、職員としての意識を高め、政策開発能力と執行力を高めるなど、職員のモチベーションの向上を図り、すべての層での人材育成のしくみを早期に整えることが重要である。市職員のやる気の向上は、また市民の未来への希望に直結する。

財政再生期間 10 年を境に、財政再建と地域再生の調和に向けて新たな段階に移行したからといって、それが行き過ぎて、再び財政節度を失い、地域の未来に暗い影を落とす結果を招くことは避けなければならない。地域の再生により一層重点を置くとはいえ、債務返済が長期にわたって滞るといった、財政再建がないがしろにされる事態は避けるべきである。かつて、財政再生団体になる以前のこととして、どちらかといえば住民には行政への依存体質があると言われたこともある。そうしたものが、悪い意味で復活しないように細心の注意を払わなければならない。夕張市民の間では、財政破綻後に、地域の課題に地域住民が進んで担う動きが広がっている。そうした住民自治の芽を今後も大きく育ててほしい。

財政の再建が終了したのちに、再び財政状況が悪化し、結果として地域の再生が遠のく事態にならないよう、財政再生計画期間において進めてきた、財政健全化の取り組みをその後も継続するほか、財政健全化のための条例制定などが考えられる。

夕張市は、いま財政再生団体として苦難の道を歩いているが、財政再建と地

域再生の両立を果たして財政再生計画期間を終了することができれば、その過程が後世になって将来の夕張市にとっての糧となる。そのときに、財政再建（再生）団体になったからこそ、地域に強みを再認識し、住民力を引き出し、政策企画・運用能力にたけた市政が実現することで、新たなスタートラインに立つことができれば、いまの労苦もけっして無駄でなくなる。そうなるように、今日の再建の道を着実に歩いてほしい。

夕張市の再生方策に関する検討委員会

委員名簿（五十音順、敬称略）

<委員>

| | | |
|----|--------|------------------|
| 座長 | 小西 砂千夫 | 関西学院大学教授 |
| | 伊藤 弘二 | 北海道放送株式会社取締役社長室長 |
| | 小林 良輔 | 北洋銀行常務執行役員 |
| | 高野 ゆうき | 夕張市子ども・子育て会議委員 |
| | 西村 宣彦 | 北海学園大学准教授 |
| | 橋場 英和 | 夕張飲食店連合会事務局長 |
| | 人羅 格 | 毎日新聞社論説委員 |

<オブザーバー>

北海道総合政策部

空知市長連絡協議会（岩見沢市長）

開催記録

第1回委員会（平成27年10月29日）

第2回委員会（平成27年11月27日）

第3回委員会（平成27年12月28日）

委員会主催の市民懇談会（平成28年1月17日）

第4回委員会（平成28年2月19日）

市長への報告書手交（平成28年3月4日）

参考資料

夕張市のこれまでの取組みについて

夕張市の財政再建について

○地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号、平成21年廃止)の規定に基づき、財政再建計画を策定し、財政再建団体となった。

財政再建計画(平成19年3月6日総務大臣同意)

計画期間 : 平成18年度から36年度

cf) 福岡県赤池町 平成3年度～平成12年度の10年間で財政再建を達成

赤字解消額: 353億円

○平成21年に地方財政再建促進特別措置法が廃止され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が施行成立。各種の比率に応じて、地方公共団体が計画を策定する制度となった。

○各種比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生の2段階があり、夕張市は唯一の財政再生基準を超えている団体。(平成26年度決算に基づく指標においては、夕張市以外の市町村は健全。)

財政再生計画(平成22年3月9日総務大臣同意)

計画期間: 平成21年度から平成41年度までの21年間

(赤字を解消する実質的な計画期間は平成22年度から平成38年度までの17年間)

再生振替特例債: 321億9,900万円

○財政再生基準を超えている団体は、国等の関与による確実な再生が課される。

財政再生計画に計上されていない予算については、計画変更のつど総務大臣の同意が必要となる。

→総務大臣の同意がなければ、予算計上ができない。給与改定や職員採用についても同様。

財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等の勧告がなされる。

1

「財政再建に取り組む基本的考え方」の概要

財政再生計画では、平成18年度に策定した「財政再建計画」を基本としながら、市民生活の安全安心の維持確保を図り、また、人口減少が進む中で財政の健全化を確実なものとするためには、地域の活力を維持するための取組や、将来的なまちづくりに資する事業が必要であり、限られた財源の中で効果的な政策展開を図るとされています。

基本姿勢

①市の行財政運営の根本的な変革

→既成の考え方や過去の経緯にとらわれることのない行財政運営の確立

②重点的取組み

→市民生活に直結した懸案事項の確実な推進

③市民等に対する理解と協力

→情報公開の推進による透明性の高い行財政運営に努めるとともに、市民参加や民間活力の導入

④暮らしを支える効果的な施策展開

→市民・企業との協働による活力のあるまちづくりを目指す

分野ごとの取組み

①事務事業の抜本的見直し

→住民生活に必要な最小限の事務事業以外は中止・縮小、組織・施設等の集約化・廃止

②歳入の確保

→市税は、H19年度税率見直しを継続。使用料・手数料は受益者負担の観点から適切な料金設定に努める。

徴収率の向上対策

③行政執行体制の確保

→行政執行体制の確保に留意し、他市町村の動向なども踏まえ必要に応じて適切な見直し

④まちづくりの推進

→市中心部への将来的な公共施設の集約により都市機能を充実、住宅再編事業を進めることでコンパクトで効率的なまちづくり

⑤高齢者・子どもたちへの配慮

→お年寄りが暮らしやすい住環境の整備や医療、福祉の確保と地域の将来を担う子どもたちが健やかに育ち、学べる環境づくり

2

財政再建計画及び財政再生計画（当初）の概要

1 主な具体的措置（人件費関係）

<職員数見通し>

| 区 分 | H18 | H21 | H22 | H27 | H32 | H38 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一般職員 | 220 | 88 | 85 | 78 | 73 | 68 |
| 消防職員 | 49 | 40 | 40 | 40 | 39 | 36 |
| 特会職員 | 40 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 合計 | 309 | 147 | 145 | 138 | 132 | 124 |
| 再建計画 | | 160 | 129 | 126 | 122 | |

※上記のほか、平成25年度以降道職員の定数内派遣（最大4名）を見込む

<一般職給与>

| 区 分 | 財政再建計画 | 財政再生計画 |
|------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 給料 | 17%～29%削減（H18比平均30%削減） | 平均20%削減 |
| 期末勤勉手当 | H20まで2月削減、H21以降1月削減（役職加算凍結） | 年間1月削減（役職加算凍結） |
| 時間外手当 | 給与総額の2.5% | 給料総額の8.2% |
| 管理職手当 | 課長等2.5%など | 課長10%、総括主幹8%、主幹5%など |
| 退職手当 （支給月数上限） | H18の57月から削減し、H21は30月、H22以降20月 | H22は33月とし、H30の57月まで年3月ずつ復元 |
| 手当の算出基礎 | 削減後の給料 | 期末勤勉は削減後の給料 |

※上記により平均年収ベースで全国最低水準（H20:4,521千円〔夕張市除く〕）を下回る

<特別職等給与> 以下のとおり、財政再建計画と同様の削減とする。

| 区 分 | 特別職 | 議員 |
|---------|-------------------|-------------------|
| 給料・報酬 | 市長70%削減（862→259） | 議長40%削減（382→230） |
| | 副市長64%削減（699→249） | 副議長40%削減（332→200） |
| | 教育長59%削減（589→239） | 議員42%削減（311→180） |
| 期末手当 | 年間2.45月（役職加算凍結） | 同左 |
| 退職手当 | 当面支給しない | 制度なし |
| 手当の算出基礎 | 削減後の給料 | 同左 |

3

財政再建計画及び財政再生計画（当初）の概要

2 主な具体的措置（歳入関係）

市税の引き上げ

| 税 目 | 再建計画引き上げの内容 | 再生計画引き上げの内容 | |
|---------|----------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 市 民 税 | 個人・均等割 | 3,000円→3,500円 | 3,500円→4,000円（平成26年度～東日本大震災復興乗せ分500円） |
| | 個人・所得割 | 6.0%→6.5% | 同左 |
| 固定資産税 | 1.4%→1.45% | 同左 | |
| 軽自動車税 | 1.5倍（7,200円→10,800円） | 1.5倍以内（平成27年度～） | |
| 入湯税（新設） | 宿泊150円、日帰り50円 | 同左 | |

使用料等の引き上げ

| 項 目 | 再建計画引き上げの内容 | 再生計画引き上げの内容 |
|----------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 施設使用料 | 50%引き上げ | 同左 |
| 市営住宅使用料 | 滞納者に対する徴収強化 | 同左 |
| 下水道使用料 | 1,470円/10m ³ →2,440円/10m ³ | 同左 |
| 各種交付手数料等 | 各種交付・閲覧等（150円～200円引上げ） 各種検診料（100円～500円引上げ） | 同左 |
| ごみ処理・し尿処理 手数料（新設） | 家庭系混合ゴミ（2円/ℓ） 粗大ゴミ（20円/kg）等 | 再生計画の内容に加え、 し尿処理施設の新設に併せ平成27年度 から従来の収集料に加え新たに処理料 を徴収（4.5円→8.5円） |

4

各種税率の近隣自治体との比較

1. 管内市の状況

| 区分 | 標準税率 | 夕張市 | 岩見沢市 | 美唄市 | 芦別市 | 赤平市 | 三笠市 | 砂川市 | 歌志内市 | |
|-------------|--------|---------------------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|
| 市民税 | 個人均等割 | 3,500円 | 4,000円 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | |
| | 個人所得割 | 100分の6 | 100分の6.5 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | |
| 固定資産税 | 1.40% | 1.45% | 標準 | 1.50% | 1.45% | 1.45% | 1.75% | 1.50% | 1.70% | |
| 軽自動車税 | 車種毎に設定 | 1.5倍以内 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | |
| 入湯税 | 宿泊 | 1人1日 当たり 150円 | 150円 | 150円 | 100円 | 150円 | 50円 | 150円 | - | 150円 |
| | 日帰り | 150円 | 50円 | 50円 | 100円 | 100円 | | 75円 | | 50円 |
| H27.4.1現在人口 | | | 9,362人 | 85,442人 | 23,783人 | 15,244人 | 11,270人 | 9,391人 | 17,972人 | 3,783人 |

2. 管内町の状況

| 区分 | 標準税率 | 夕張市 | 南幌町 | 上砂川町 | 由仁町 | 長沼町 | 栗山町 | |
|-------------|--------|---------------------|----------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 市民税 | 個人均等割 | 3,500円 | 4,000円 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | |
| | 個人所得割 | 100分の6 | 100分の6.5 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | |
| 固定資産税 | 1.40% | 1.45% | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | |
| 軽自動車税 | 車種毎に設定 | 1.5倍以内 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | 標準 | |
| 入湯税 | 宿泊 | 1人1日 当たり 150円 | 150円 | 150円 | 150円 | 40円 | 150円 | |
| | 日帰り | 150円 | 50円 | 75円 | 50円 | | - | 50円 |
| H27.4.1現在人口 | | | 9,362人 | 8,051人 | 3,464人 | 5,590人 | 11,439人 | 12,561人 |

- 軽自動車税については、H28年度以降の税率である(H25.4.1現在超過税率設定市町は29団体)
- 固定資産税における超過税率採用158団体のうち三笠市の1.75%が全国一である。
固定資産税の超過税率1.70%を適用している市は2市あり、そのうちのひとつが歌志内市である。
なお、三笠市及び歌志内市は都市計画税(制限税率0.3%)非課税団体である。
- 人口5万人未満の市で固定資産税の超過税率1.45%を適用している4市のうち、本市を含めた3市が空知管内である。
- 法人市民税については従来より超過税率を採用しており、再生計画による地方税の増収計画には含めない。

5

財政再建計画（当初）において廃止した主な事務事業

○住民生活に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|-----------------|--------------------------------|
| ■市民法律相談 | ・市民の法律相談のための経費 |
| ■コミュニティ花壇管理 | ・コミュニティ花壇の維持管理経費 |
| ■通院交通費助成 | ・通院交通費の復路助成 |
| ■青少年健全育成対策 | ・青少年の健全育成を図る体験活動、異年齢交流事業経費 |
| ■スポーツ教室開催 | ・各種スポーツ教室開催経費 |
| ■消費生活安定対策 | ・消費者モニターの実施や消費者協会に対する市補助金 |
| ■防犯灯設置費及び電灯料補助 | ・町内会等の防犯灯の設置、電灯料に対する市補助金 |
| ■交通安全対策事業費補助 | ・交通安全市民運動推進委員会等に対する市補助金 |
| ■暴力追放推進 | ・暴力追放運動推進協議会に対する市補助金 |
| ■防犯団体連合会事業費補助 | ・防犯団体連合会に対する市補助金 |
| ■環境美化衛生協力会連合会補助 | ・環境美化衛生協力会連合会に対する市補助金 |
| ■人権擁護委員会補助 | ・委員会に対する市補助金 |
| ■遺児手当給付 | ・義務教育課程修了前の遺児を扶養している市民に対する給付金 |
| ■保健活動推進協議会補助 | ・協議会に対する市補助金 |
| ■青少年相談センター運営 | ・相談センターに対する運営経費 |
| ■青少年健全育成事業費補助 | ・青少年の交流事業や地域育成会の活動費の一部に対する市補助金 |
| ■幼少年婦人防火委員会補助 | ・防火クラブの活動費に対する市補助金 |

○子どもの生活に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|----------------|-------------------------|
| ■子育て支援センター設置 | ・育児相談、子育てサークル実施経費 |
| ■地域療育推進体制整備 | ・障がい幼児の機能回復、生活訓練経費 |
| ■家庭児童相談室運営 | ・在宅障がい児等の養育に対する指導及び助言経費 |
| ■全市小中学校鑑賞教室 | ・小中学生の芸術文化鑑賞経費 |
| ■わくわくプロジェクト開催 | ・親子を対象にした造形講座開催経費 |
| ■平和教育推進事業費補助 | ・中学生の広島派遣に対する市補助金 |
| ■複式教育研究会補助 | ・複式学校間による集合学習等に対する市補助金 |
| ■児童生徒徒石炭の歴史村見学 | ・歴史村施設見学料に対する市補助金 |
| ■連合PTA行事費補助 | ・連合PTAの事業に対する市補助金 |
| ■小中学校PTA運営費補助 | ・各小中学校のPTA経費の一部に対する市補助金 |

※平成19年度からは、夕張市まちづくり寄附条例第9条に基づき、同条例第2条に規定する事業を行なうまちづくりのために活動する団体に対して、夕張市への寄附及びふるさと納税を財源とした助成を行っている(幸福の黄色いハンカチ基金助成事業)。

6

財政再建計画（当初）において廃止した主な事務事業

○高齢者、障がい者等の生活に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|---------------------|----------------------------|
| ■敬老祝金贈呈 | ・高齢者の長寿に対する祝金贈呈 |
| ■配食サービス | ・高齢者の居宅に対する配食経費 |
| ■精神障がい者通所交通費補助 | ・精神障がい者の通所事業に対する交通費一部助成 |
| ■身体障がい者スポーツ大会参加費補助 | ・障がい者の機能回復を図る道大会参加費用への市補助金 |
| ■重度身体障がい者福祉タクシー料金給付 | ・重度障がい者のタクシー利用料金の一部助成 |
| ■老人クラブ活動費補助 | ・老人クラブ連合会等の活動費に対する市補助金 |
| ■老人福祉大会事業費補助 | ・高齢者の文化活動行事に対する市補助金 |

○産業等に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|----------------|------------------------------------|
| ■農業基盤整備一般業務 | ・農道、土地改良などの整備経費 |
| ■一般農道整備事業費補助 | ・ほ場までの共用道路の維持管理経費 |
| ■農業担い手誘致対策 | ・新規就農者の定着を支援する経費 |
| ■小規模ほ場整備事業費補助 | ・農業者が取り組む小規模農地改良に対する市補助金 |
| ■農業振興事業費補助 | ・農業振興計画に基づくそ菜栽培に対する市補助金 |
| ■農業女性活動研修事業費補助 | ・女性農業従事者の研修に対する市補助金 |
| ■農業青年海外研修参加費補助 | ・農業青年の海外研修に対する市補助金 |
| ■先進地調査研修費補助 | ・農業青年の道外研修に対する市補助金 |
| ■緑肥作物導入事業費補助 | ・メロン連作障害の予防増進対策への市補助金 |
| ■中小企業育成対策費補助 | ・中小企業の経営相談を実施するために必要な商工会議所に対する市補助金 |
| ■商工会議所運営費補助 | ・商工会議所の運営に対する市補助金 |

○行事等に関するもの

| 事務事業名 | 主な内容 |
|--------------------|--------------------------------------|
| ■日中友好事業 | ・姉妹都市である中国撫順市との交流を行う経費 |
| ■東京夕張会事業 | ・本市出身で東京近郊で生活されている方々との親睦を深める経費 |
| ■市民体育祭開催 | ・市民体育祭開催経費 |
| ■企画展開催 | ・美術館事業に対する経費 |
| ■殉公館社慰霊祭行事費補助 | ・戦没者、殉職者に対する慰霊祭に対する市補助金 |
| ■文化祭行事費補助 | ・文化祭行事に対する市補助金 |
| ■おや子劇場行事費補助 | ・「ゆうばり親子劇場」の事業に対する市補助金 |
| ■各種体育大会等事業費補助 | ・各種大会開催経費、大会派遣に対する市補助金 |
| ■メロン旗少年サッカー大会開催費補助 | ・GW期間のサッカー大会開催経費に対する市補助金 |
| ■わんぱく相撲夕張場所開催費補助 | ・小学生男子の相撲大会開催経費に対する市補助金 |
| ■マウンテンシティーイベント費補助 | ・ゆうばり国際ファンタスティック映画祭等イベント開催経費に対する市補助金 |

※平成19年度からは、夕張市まちづくり寄附条例第9条に基づき、同条例第2条に規定する事業を行なうまちづくりのために活動する団体に対して、夕張市への寄附及びふるさと納税を財源とした助成を行っている（幸福の黄色いハンカチ基金助成事業）。

7

財政再建計画(当初)においての公共施設等の 休止・廃止等の状況（観光施設除く）

| 施設区分 | 施設名 | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡所 | 若菜、清水沢、沼の沢、紅葉山、南部の5連絡所 | |
| 集会所 | はなます会館、紅葉山武道館、市民会館、青年婦人会館 | |
| 衛生施設 | 共同浴場 | 平和浴場 |
| | 公衆便所 | 滝の上、鹿の谷、南部、紅葉山、楓公衆便所 |
| 公園等施設 | 公園 | 本町緑地公園、清湖公園、青葉町緑地公園、千年公園、栄町公園、鹿島公園、めろん城公園、花とシネマのドリームランド、花と緑の都市公園、南清水沢中央公園、南部菊水公園、青葉公園、登川公園 |
| | 花壇 | コミュニティ花壇(鹿の谷、清水沢1、2丁目、清水沢宮前町、紅葉山) |
| 体育施設 | 水泳プール、南部テニスコート、南部市民運動広場、市民健康広場(子どもの広場、ジョギングロード、センターハウス、ドンベーズ球場、テニスコート、ローラースケート場) | |
| 教育施設 | 小学校 | 夕張、若菜中央、清水沢、幌南、緑、のぞみ、滝の上の各小学校 |
| | 中学校 | 千代田、清水沢、幌南、緑陽の各中学校 |
| 社会教育施設 | 図書館、美術館 | |
| 福祉施設 | 養護老人ホーム | |
| その他 | ゆうばり駅待合所 | |
| | 夕張・撫順市友好記念館 | |

※現在の状況は下記のとおり

- ・鹿の谷公衆便所はネーミングライツ、紅葉山公衆便所は道の駅施設として再開。
- ・清水沢小学校・中学校は、改修を行い、現在のゆうばり小学校、夕張中学校となっている。
残りの小学校・中学校においては、耐震に問題のあった千代田小学校を除いて、全て廃校活用が行われている。
- ・図書館機能は、保健福祉センター内に「夕張図書コーナー」を設置。また、清水沢地区の公民館内にも図書コーナーが設置された。
- ・はなます会館は指定管理者制度を利用
- ・ゆうばり駅待合所は無料貸付により運営
- ・撤去済施設：平和浴場、美術館

8

財政再生計画変更の概要

- 総務大臣の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ大臣に協議し、その同意を得なければならないことから、毎回膨大な計画変更事務が発生している。
- 法律の改正や制度変更に伴う予算計上についても、計画変更手続きが必要となる。
- 財政再生計画策定後に生じた新たな諸課題に的確に対応するため、単年度の計画変更として、以下のとおり計画変更を行った。

財政再生計画変更の手続き

計画変更案作成 → 市議会の議決 → 総務大臣に協議 → 総務大臣の同意 → 予算の市議会の議決

財政再生計画変更の変更歴

| 変更年度 | 計画変更総額 (単位：千円) | 主な変更内容 | 変更件数 | |
|--------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| | | | (歳入) | (歳出) |
| 合 計 | 8,099,902 | | 419件 | 647件 |
| 平成22年度 | 643,195 | 財政調整基金積立金、市営住宅補修事業、障害福祉サービス給付費、幸福の黄色いハンカチ基金積立、老人福祉会館共生型整備事業 | 34件 | 66件 |
| 平成23年度 | 1,389,266 | 財政調整基金積立金、石炭博物館改修工事、土地購入（市営住宅再編事業）、退職手当に係る人件費、除雪費（市道） | 68件 | 124件 |
| 平成24年度 | 1,351,656 | 財政調整基金積立、障害者自立支援事業、子ども手当給付費、河川等災害復旧事業、市営住宅建設工事（市営住宅再編事業） | 85件 | 124件 |
| 平成25年度 | 1,592,320 | 財政調整基金積立、フトマチャンベツ川河川対策事業、障害福祉サービス給付費（障害者自立支援事業）、市営住宅外構工事（住宅再編事業）、不用公共施設除却事業 | 111件 | 162件 |
| 平成26年度 | 3,123,465 | 財政再生計画調整基金積立、汚泥再生処理センター建設工事（し尿処理場建設）、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）、障害福祉サービス給付費、消防通信指令台整備 | 121件 | 171件 |

※一般会計の部分のみ記載。
※計画変更総額には、減額の計画変更も含む。

9

具体的な措置の状況（平成26年度までの累積実績額による財政効果）

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減に関する状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成26年度までの 累積実績額 | 左のうち一般 財源相当額 | 算定方法 |
|-----------|--------------------|-----------------|---------------------|
| (1)人件費 | 9,540 | 9,399 | 平成17年度決算と各年度の差額の積上げ |
| (2)物件費 | 2,545 | 2,545 | 〃 |
| (3)維持補修費 | 463 | 463 | 〃 |
| (4)扶助費 | 324 | 200 | 〃 |
| (5)補助費等 | 0 | 0 | 〃 |
| (6)投資的経費 | 0 | 0 | 〃 |
| (7)公債費 | 4,524 | 3,276 | 〃 |
| (8)他会計繰出金 | 0 | 0 | 平成20年度決算と各年度の差額を積上げ |
| 計 | 17,396 | 15,883 | |

注 本市では、財政再建計画により平成18年度以降、財政再建のための取組を継続して実施しているため、歳出削減額としては、財政再建計画策定の前年度である平成17年度決算を基準として算出している。ただし、「(8)他会計繰出金」については、繰出対象である他会計の廃止、新設による影響を除外するため、平成20年度決算を基準として算出している。

2 地方税その他の収入の増徴に関する状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 達成された 累積実績額 | 左のうち一般財 源相当額 | 算定方法 |
|---------|----------------|-----------------|---------------------|
| 徴収率向上対策 | 204 | 204 | 平成20年度からの徴収率向上分を積上げ |

10

具体的な措置の状況（平成26年度までの累積実績額による財政効果）

3 地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収に関する状況

（単位：百万円）

| 区分 | 平成26年度までの累積実績額 | 左のうち一般財源相当額 | 算定方法 |
|---------|----------------|-------------|---------------------|
| 徴収率向上対策 | 43 | 43 | 平成20年度からの徴収率向上分を積上げ |

4 使用料等の変更、財産の処分その他の歳入の増加に関する状況

（単位：百万円）

| 区分 | 平成26年度までの累積実績額 | 左のうち一般財源相当額 | 算定方法 |
|------------|----------------|-------------|--------------------------|
| 使用料の引上げ | 20 | 0 | 引上げ効果額を積上げ（文化スポーツセンターなど） |
| 手数料の引上げ | 200 | 7 | 引上げ効果額を積上げ（ごみ・し尿手数料など） |
| その他の収入の引上げ | 12 | 1 | 引上げ効果額を積上げ（各種検診料など） |
| 下水道使用料の引上げ | 155 | 0 | 引上げ効果額を積上げ |
| 計 | 387 | 8 | |

5 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収に関する状況

（単位：百万円）

| 区分 | 平成26年度までの累積実績額 | 左のうち一般財源相当額 | 算定方法 |
|------|----------------|-------------|---------------|
| 超過課税 | 319 | 319 | 超過課税分の増収額を積上げ |

11

平成18年以降の税目別決算額

1. 市税決算額

（単位：千円）

| 区分 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------------------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 個人市民税 ア | 308,711 | 400,423 | 334,965 | 313,406 | 285,290 | 286,334 | 278,729 | 276,602 | 276,073 |
| 法人市民税 | 63,951 | 84,508 | 71,986 | 64,404 | 122,295 | 92,366 | 89,720 | 62,886 | 66,920 |
| 固定資産税 イ | 297,773 | 301,948 | 314,577 | 301,548 | 296,553 | 301,106 | 277,719 | 275,759 | 275,226 |
| 国有資産交付金 | 111,699 | 101,972 | 98,525 | 97,416 | 94,087 | 88,369 | 88,879 | 82,451 | 81,927 |
| 軽自動車税 ウ | 12,162 | 18,143 | 17,631 | 17,976 | 18,159 | 18,280 | 18,427 | 18,813 | 18,276 |
| 市たばこ税 | 100,476 | 96,237 | 88,165 | 80,145 | 80,881 | 88,436 | 79,588 | 83,278 | 75,866 |
| 入湯税 エ | 0 | 14,044 | 13,146 | 13,637 | 12,473 | 10,340 | 11,684 | 14,607 | 14,278 |
| 都市計画税 | 40,318 | 38,311 | 38,676 | 36,616 | 37,374 | 38,769 | 34,709 | 34,836 | 34,878 |
| 計 ① | 935,090 | 1,055,586 | 977,671 | 925,148 | 947,112 | 924,000 | 879,455 | 849,232 | 843,444 |
| 対前年度増減率 | - | 12.89% | -7.38% | -5.37% | 2.37% | -2.44% | -4.82% | -3.44% | -0.68% |
| 市税増収計画対象税目決算額(ア～ウ) ② | 618,646 | 720,514 | 667,173 | 632,930 | 600,002 | 605,720 | 574,875 | 571,174 | 569,575 |
| 入湯税含む(ア～エ) ③ | 618,646 | 734,558 | 680,319 | 646,567 | 612,475 | 616,060 | 586,559 | 585,781 | 583,853 |
| 対前年度増減率 ② | - | 16.47% | -7.40% | -5.13% | -5.20% | 0.95% | -5.09% | -0.64% | -0.28% |
| 対前年度増減率 ③ | - | 18.74% | -7.38% | -4.96% | -5.27% | 0.59% | -4.79% | -0.13% | -0.33% |

2. 市税増収計画額決算

（単位：千円）

| 区分 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個人住民税 | 0 | 31,241 | 26,825 | 25,216 | 24,735 | 22,992 | 22,364 | 22,164 | 21,859 |
| 固定資産税 | 0 | 10,416 | 10,849 | 10,402 | 10,617 | 10,385 | 9,446 | 9,509 | 9,491 |
| 軽自動車税 | 0 | 6,044 | 5,878 | 5,995 | 6,476 | 6,092 | 6,141 | 6,268 | 6,092 |
| 小計 a | 0 | 47,701 | 43,552 | 41,613 | 41,828 | 39,469 | 37,951 | 37,941 | 37,442 |
| 入湯税 b | 0 | 14,044 | 13,146 | 13,637 | 12,473 | 10,340 | 11,684 | 14,607 | 14,278 |
| 計 a+b+c | 0 | 61,745 | 56,698 | 55,250 | 54,301 | 49,809 | 49,635 | 52,548 | 51,720 |
| 超過税率対象税目 a | - | 6.62% | 6.53% | 6.57% | 6.97% | 6.52% | 6.60% | 6.64% | 6.57% |
| 入湯税含む c | - | 8.41% | 8.33% | 8.55% | 8.87% | 8.09% | 8.46% | 8.97% | 8.86% |
| 対前年度増減率 a | - | - | -8.70% | -4.45% | 0.52% | -5.64% | -3.85% | -0.03% | -1.32% |
| 対前年度増減率 c | - | - | -8.17% | -2.55% | -1.72% | -8.27% | -0.35% | 5.87% | -1.58% |

12

赤字償還額の推移

※再生振替特例債の据置期間が3年のため、元金は償還していないが、減債基金に必要分を積み立てている。

(単位: 千円)

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28予定 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 財政再建計画 | 373,953 | 1,475,073 | 1,284,856 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 財政再生計画 | - | - | - | - | - | - | - | 2,083,248 | 2,114,613 | 2,146,452 | 2,178,769 |
| 計 | 373,953 | 1,475,073 | 1,284,856 | - | 0 | 0 | 0 | 2,083,248 | 2,114,613 | 2,146,452 | 2,178,769 |
| 償還元金累計 | 373,953 | 1,849,026 | 3,133,882 | 3,133,882 | 3,133,882 | 3,133,882 | 3,133,882 | 5,217,130 | 7,331,743 | 9,478,195 | 11,656,964 |
| | H29予定 | H30予定 | H31予定 | H32予定 | H33予定 | H34予定 | H35予定 | H36予定 | H37予定 | H38予定 | 計 |
| 財政再建計画 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,133,882 |
| 財政再生計画 | 2,211,573 | 2,244,871 | 2,278,671 | 2,312,979 | 2,347,803 | 2,383,153 | 2,419,034 | 2,455,456 | 2,492,426 | 2,529,952 | 32,199,000 |
| 計 | 2,211,573 | 2,244,871 | 2,278,671 | 2,312,979 | 2,347,803 | 2,383,153 | 2,419,034 | 2,455,456 | 2,492,426 | 2,529,952 | 35,332,882 |
| 償還元金累計 | 13,868,537 | 16,113,408 | 18,392,079 | 20,705,058 | 23,052,861 | 25,436,014 | 27,855,048 | 30,310,504 | 32,802,930 | 35,332,882 | |

※元金償還の始まった平成25年以降、平成38年までは、年間の元利償還金は約26億円となる。

13

一般会計決算の状況

【一般会計】

(単位: 千円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳入 | 42,960,369 | 12,567,399 | 11,338,781 | 10,776,441 | 11,500,290 | 13,233,522 |
| 歳出 | 42,504,227 | 12,040,949 | 10,750,195 | 10,131,078 | 10,846,594 | 12,554,918 |
| 形式収支 | 456,142 | 526,450 | 588,586 | 645,363 | 653,696 | 678,604 |
| 翌年度繰越額 | 31,425 | 9,134 | 713 | 38,600 | 28 | 2,374 |
| 実質収支 | 424,717 | 517,316 | 587,873 | 606,763 | 653,668 | 676,230 |

【基金積立】

| | | | | | | |
|------------|--|---------|-----------|-----------|---------|---------|
| 財政調整基金 | | 448,573 | 474,971 | 523,046 | 588,042 | 643,247 |
| 財政再生計画調整基金 | | - | 425,271 | 68,826 | 134,811 | 783,610 |
| 減債基金 | | 473,278 | 1,228,106 | 1,525,559 | 2,474 | 2,423 |

<注釈>

- ・財政調整基金 ~ 前年度決算剰余金
- ・財政再生計画調整基金 ~ 後年次、再生計画で外出した事業や現在予見出来ない新たな経費が発生した場合及び歳入が減少した場合の財源として、基金に積立てておく
- ・減債基金 ~ 地方債の元利償還財源

14

各種基金の状況

(単位:円)

| 基金名 | | 基金の目的 | H26年度末 基金現在高 |
|-----|-----------------|----------------------------------|-----------------|
| 1 | 財政調整基金 | 年度間の財源の不均衡を調整するための基金 | 728,006,684 |
| 2 | 土地開発基金 | 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する土地 | 1,569 |
| 3 | シューパロダム建設対策基金 | ダム建設に伴う地域振興対策に資するための基金 | 15,705,699 |
| 4 | 社会福祉基金 | 社会福祉事業に必要な資金に充てるための基金 | 11 |
| 5 | 介護給付費準備基金 | 介護保険事業の運営を円滑に行うための基金 | 35,289,204 |
| 6 | 奨学基金 | 奨学資金及び修学資金の貸与に要する資金に充てるための基金 | 23,407,495 |
| 7 | 公の施設建設基金 | 公の施設の建設費の財源に資するための基金 | 528 |
| 8 | 国民健康保険準備基金 | 国民健康保険事業の運営を円滑に行うための基金 | 97,996,806 |
| 9 | 減債基金 | 市債の償還に充てるための基金 | 2,057,768,216 |
| 10 | 復興再建基金 | 復興再建に充てるための基金 | 5,778,132 |
| 11 | 子ども・文化振興基金 | 子どもの健全育成を図ることを目的とした事業に充てるための基金 | 97,995,143 |
| 12 | 黄色いハンカチ基金 | 寄附金を財源とし、条例に規定する事業に充てるための基金 | 194,513,838 |
| 13 | 夕張市公設地方卸売市場管理基金 | 夕張市公設地方卸売市場の施設維持等の財源に資するための基金 | 1,598,317 |
| 14 | 夕張市浄化槽整備償還基金 | 夕張市浄化槽設置整備事業に係る地方債の償還に充てるための基金 | 443,903 |
| 15 | 財政再生計画調整基金 | 財政再生計画の実施に必要な財源を確保するための基金 | 1,349,802,627 |
| 計 | | | 4,608,308,172 |

※斜字は、特定目的基金

15

主要基金の財政再生計画における状況

(単位:千円)

| 年度 | 財政調整基金 | | | 財政再生計画調整基金 | | | 減債基金 | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | 取崩し | 積立 | 末残高 | 取崩し | 積立 | 末残高 | 取崩し | 積立 | 末残高 |
| H22 実績 | 0 | 448,573 | 448,573 | - | - | - | 0 | 473,278 | 473,278 |
| H23 実績 | 542,726 | 474,971 | 380,818 | 0 | 425,271 | 425,271 | 0 | 1,228,106 | 1,701,384 |
| H24 実績 | 205,530 | 523,046 | 698,334 | 13,640 | 68,826 | 480,457 | 0 | 1,525,559 | 3,226,943 |
| H25 実績 | 278,571 | 588,042 | 1,007,805 | 10,434 | 134,811 | 604,834 | 611,065 | 2,474 | 2,618,352 |
| H26 実績 | 923,045 | 643,247 | 728,007 | 38,641 | 783,610 | 1,349,803 | 563,007 | 2,423 | 2,057,768 |
| H27 計画 | 382,664 | 0 | 345,343 | 80,292 | 159,482 | 1,428,993 | 517,212 | 1,000 | 1,541,556 |
| H28 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 16,161 | 9,772 | 1,422,604 | 680,564 | 1,000 | 861,992 |
| H29 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 18,250 | 10,229 | 1,414,583 | 0 | 156,279 | 1,018,271 |
| H30 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 18,552 | 27,064 | 1,423,095 | 0 | 226,971 | 1,245,242 |
| H31 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 22,792 | 27,063 | 1,427,366 | 0 | 110,247 | 1,355,489 |
| H32 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 19,085 | 27,063 | 1,435,344 | 0 | 180,340 | 1,535,829 |
| H33 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 19,477 | 27,063 | 1,442,930 | 268,156 | 1,000 | 1,268,673 |
| H34 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 20,668 | 27,063 | 1,449,325 | 43,777 | 1,000 | 1,225,896 |
| H35 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 20,597 | 27,063 | 1,455,791 | 147,798 | 1,000 | 1,079,098 |
| H36 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 19,304 | 27,063 | 1,463,550 | 151,391 | 1,000 | 928,707 |
| H37 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 19,291 | 27,063 | 1,471,322 | 106,743 | 1,000 | 822,964 |
| H38 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 19,174 | 27,063 | 1,479,211 | 114,206 | 1,000 | 709,758 |
| 小計 | 2,332,536 | 2,677,879 | | 356,358 | 1,835,569 | | 3,203,919 | 3,913,677 | |
| H39 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 19,059 | 27,063 | 1,487,215 | 0 | 2,572,242 | 3,282,000 |
| H40 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 18,880 | 27,063 | 1,495,398 | 0 | 2,548,933 | 5,830,933 |
| H41 計画 | 0 | 0 | 345,343 | 18,715 | 27,063 | 1,503,746 | 0 | 2,689,796 | 8,520,729 |
| 合計 | 2,332,536 | 2,677,879 | | 413,012 | 1,916,758 | | 3,203,919 | 11,724,648 | |

実績
↑
↓
予算

16

行政執行体制の確保（夕張市職員数の推移）

- ・平成18年度末(平成19年3月)、市職員の一斉退職により体制は一気に半減した。
- ・その後も、将来を担う若手・中堅クラスを中心とする職員の自主退職が止まらず不安定な組織運営状況にある。
- ・一方、職員不足を補うべく北海道庁をはじめとし職員の派遣が行われてきているが、期間が限定的(1年ないし2年)であるなど、行政運営の継続性や自立性の観点からすると将来像を描くことが出来ない体制下にあると言わざるを得ない。

職員数の推移(消防除く)

| 年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------------------|--------|------------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 財政再建計画実施期間 | | | 財政再生計画実施期間 | | | | | |
| 前年度末職員数 (A) | 263 | 127 | 111 | 106 | 102 | 100 | 104 | 102 | 97 | 100 |
| 年度内採用者数 (B) | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | 10 | 2 | 1 | 8 | 6 |
| 退職者数 (E)+(F) (C) | 139 | 16 | 5 | 6 | 4 | 6 | 4 | 6 | 5 | 9 |
| 定年退職者数 (E) | 11 | 0 | 0 | 5 | 2 | 1 | 3 | 3 | 2 | 7 |
| 年度内退職者数 (F) | 128 | 16 | 5 | 1 | 2 | 5 | 1 | 3 | 3 | 2 |
| 年度末職員数 (A)+(B)-(C) | 127 | 111 | 106 | 102 | 100 | 104 | 102 | 97 | 100 | 97 |
| 年度内退職者(F)の年齢内訳 | 18～29歳 | 6 | | | | 2 | | 2 | 2 | |
| | 30歳代 | 7 | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 |
| | 40歳代 | 3 | | | | 1 | 1 | 1 | | |
| | 50歳代 | | 4 | | | 1 | 2 | | | 1 |
| | 計 | 16 | 5 | 1 | | 2 | 5 | 1 | 3 | 3 |

派遣職員数の推移

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道庁(総務省からの職員派遣含む) | 8 | 8 | 11 | 12 | 13 | 13 | 13 | 14 | 13 |
| 東京都庁 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 道内自治体 | 0 | 0 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 |
| 道外自治体 | 0 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| その他(企業等からの支援) | 2 | 2 | | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 | 2 |
| 派遣職員数計 | 10 | 13 | 21 | 22 | 22 | 24 | 23 | 24 | 22 |
| 職員数総計 (年度末職員数+派遣職員数) | 121 | 119 | 123 | 122 | 126 | 126 | 120 | 124 | 119 |

17

市職員給与の削減状況

- ・破たん前の平成16年度より独自の給与削減(基本給一律5%)を実施してきたが、財政再建(再生)団体移行後は他に類を見ない大幅な給与カットを断行し今日に至っている。
- ・給与の大幅な削減は、職員の生活維持や将来設計に大きな影響を及ぼすとともに、退職後の年金支給にも関わる問題であることから自主退職に結びつく要因ともなっている。
- ・職員採用やその後の育成にあたっては、給与水準が低いことによる影響(人材確保等)が顕著となっている。

職員給与の削減

| 年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------|--------------------------------|-------------------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|---------------|---------|
| | | 財政再建計画実施期間 | | | 財政再生計画実施期間 | | | | | |
| 本俸(基本給) | 一律5%カット H18年9月～ 平均15%カット | 平均30%削減 | | | 平均20%削減 | | | | | 平均15%削減 |
| ※ラスパイルズ指数 | 89.1 | 68.0 | 68.6 | 68.8 | 74.9 | 75.9 | 76.1 | 76.1 | 76.6 | 79.4 |
| 期末勤勉手当 | 1月削減 | 年間2月削減 | | 年間1月削減 | 年間0.8月削減 | | | | | |
| ※年間支給月数(国公比較) | 4.45→3.45 | 2.45月 | 2.5月 | 3.15月 | 3.15月 | 3.15月 | 3.15月 | 3.15月 | 3.3月 | 3.4月 |
| ※支給額算定における基礎額 | 削減前本俸 | 削減後の本俸額を基礎額と支給額算定 | | | | | | | 削減前本俸額を基礎額に改定 | |
| ※国公支給月数 | 4.45月 | 4.50月 | 4.50月 | 4.15月 | 3.95月 | 3.95月 | 3.95月 | 3.95月 | 4.10月 | 4.20月 |

類似団体(旧産炭地自治体職員給与との比較(H26.4.1現在))

| 団体名 | 類似団体 | 住基人口数 (H26.1.1) | 職員数 (消防・病院除く) | 職員平均年齢 | 平均給料月額 (A) | ラスパイルズ指数 | 期末勤勉手当 (B) | 平均年収額 (A)×12+(B) |
|------------|------|--------------------|------------------|-------------|----------------|-------------|----------------|---------------------|
| 美唄市 | 類 | 24,488 | 295 | 43.5 | 304,200 | 89.7 | 1,120,600 | 4,771,000 |
| 芦別市 | 類 | 15,870 | 252 | 44.7 | 335,400 | 96.3 | 1,336,600 | 5,361,400 |
| 三笠市 | 類 | 9,699 | 153 | 41.3 | 312,800 | 98.5 | 1,314,600 | 5,068,200 |
| 砂川市 | 類 | 18,444 | 183 | 41.3 | 319,100 | 99.6 | 1,325,400 | 5,154,600 |
| 赤平市 | - | 11,711 | 168 | 43.8 | 325,100 | 96.6 | 1,372,400 | 5,273,600 |
| 歌志内市 | - | 4,033 | 80 | 43.9 | 329,600 | 93.9 | 1,464,400 | 5,419,600 |
| 夕張市 | | 9,801 | 105 | 43.5 | 256,600 | 76.6 | 826,300 | 3,905,500 |

18

特別職給与・議員報酬の削減状況

- ・財政再建における総人件費削減は、市長をはじめとする「特別職」給与にあっても例外ではなく、旧財政再建計画実施から今日に至るまでの間、一度も見直しを行うことなく現在に至っている。
- ・市民の代表であり、行政執行における責任者たる市長は勿論であるが、市長を支える副市長（現在、本市にあつては副市長はおいていない）や教育長にあつても、現状の低い給与では選任を行うことも困難であり、将来にむけて非常に大きな問題として残ることは明らかである。
- ・同じく市民の代表である市議会議員についても、議員定数を削減（H18 18名→H19 9名）するとともに議員報酬を大幅にカットしているが、現状の報酬額では将来「議員の担い手不足」に拍車がかかることは明らかである。

特別職給与及び議員報酬の削減状況

| 区分 | 条原本則 (円) | 削減後の額 (円) | 削減率 (%) | 備考 | |
|-------|-------------|--------------|----------------|-------|--------|
| 特別職給与 | 市長 | 862,000 | 259,000 | 69.95 | 現在、廃止中 |
| | 副市長 | 699,000 | 249,000 | 64.38 | |
| | 教育長 | 589,000 | 239,000 | 59.42 | |
| 議員報酬 | 議長 | 371,000 | 230,000 | 38.01 | |
| | 副議長 | 321,000 | 200,000 | 37.69 | |
| | 議員 | 301,000 | 180,000 | 40.20 | |

※その他の削減

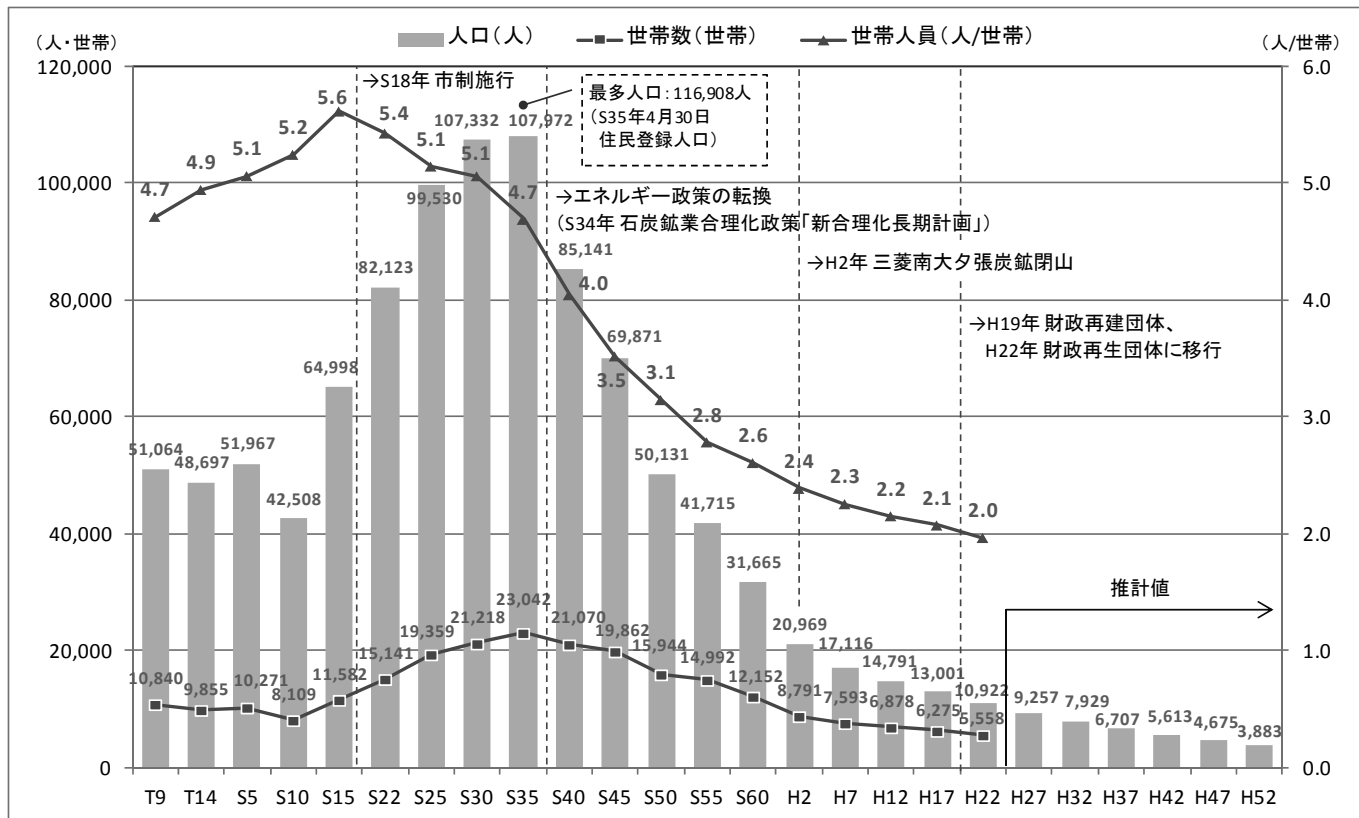
| | | | | |
|---------|--------|----------|---|----------|
| 期末手当の削減 | 特別職・議員 | 年間 4.45月 | ⇒ | 年間 2.45月 |
| 退職手当の支給 | 特別職 | 当分の間、未支給 | | |
| 市長交際費 | 市長 | 一切、未支給 | | |

類似団体等との比較 (H26.4.1現在)

| 区分 | 市長 | 副市長 | 教育長 | 議長 | 副議長 | 議員 | 備考 |
|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 美唄市 類 | 630,000 | 579,000 | 511,000 | 409,000 | 351,000 | 323,000 | H28年3月まで独自削減実施中(11.6~22.7%) |
| 芦別市 類 | 792,000 | 646,000 | 584,000 | 385,000 | 336,000 | 315,000 | |
| 三笠市 類 | 830,000 | 675,000 | 575,000 | 340,000 | 295,000 | 270,000 | |
| 砂川市 類 | 799,000 | 641,000 | 561,000 | 394,000 | 348,000 | 318,000 | |
| 赤平市 - | 774,000 | 631,000 | 543,000 | 348,000 | 300,000 | 277,000 | |
| 歌志内市 - | 705,000 | 607,000 | 558,000 | 298,000 | 265,000 | 243,000 | 独自削減実施中(当分の間)10%~15.1% |
| 夕張市 | 259,000 | 249,000 | 239,000 | 230,000 | 200,000 | 180,000 | |

19

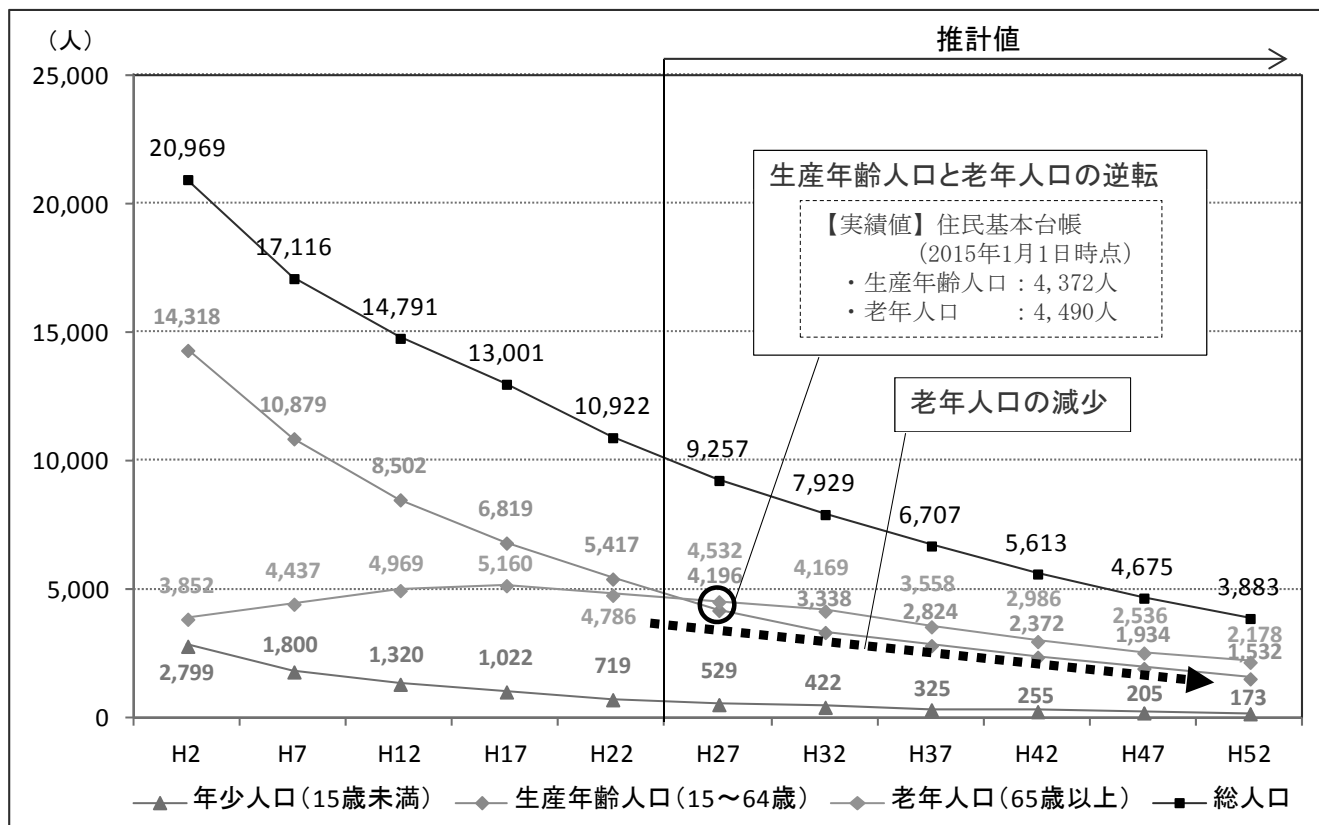
総人口の推移と将来推計



※総務省「国勢調査」(大正9年~平成22年)
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」(平成27年~平成52年)

20

年齢3区分別総人口の推移と将来推計

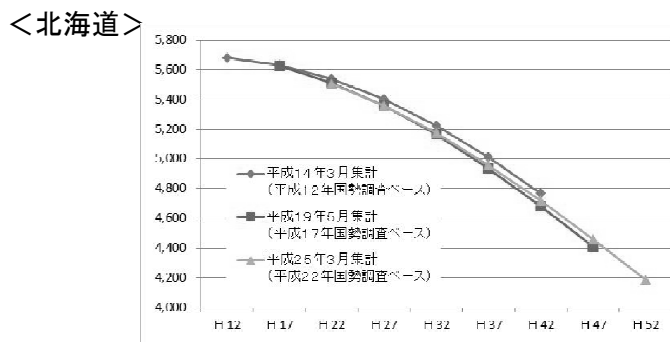
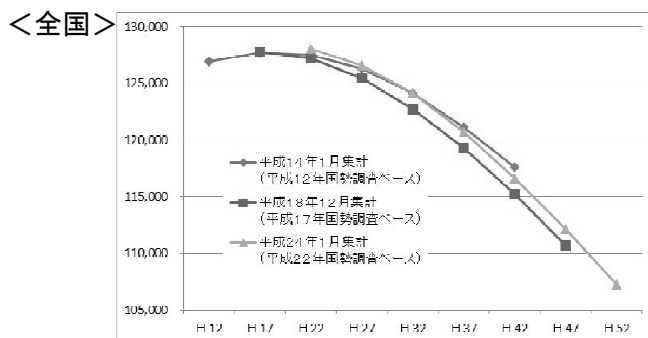
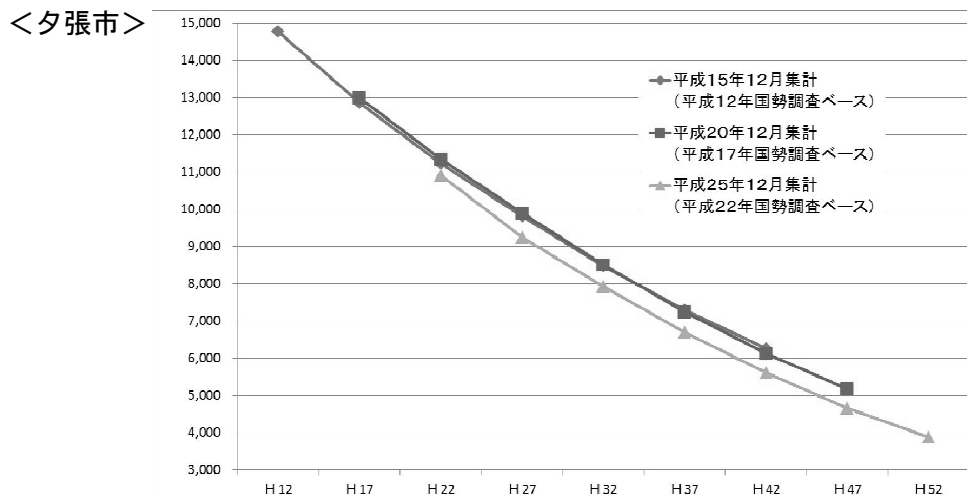


※総務省「国勢調査」(平成2年～平成22年)
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成25年3月推計)」(平成27年～平成52年)

将来推計人口

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」及び「日本の地域別将来推計人口」)

夕張市の平成25年の人口推計では、過去(H15及びH20)の人口推計を上回る減少をしている。

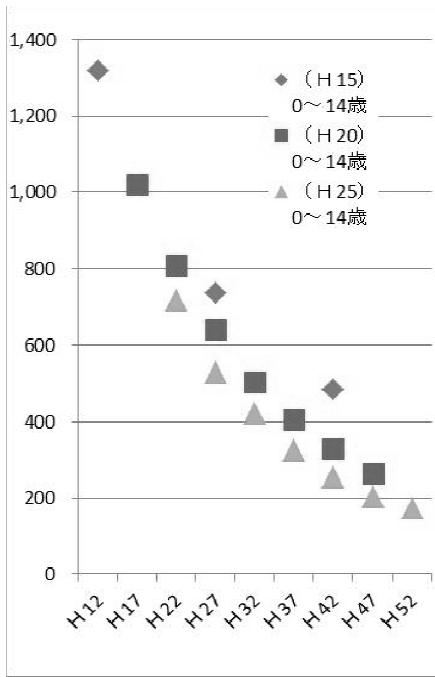


年齢3区分別将来推計人口

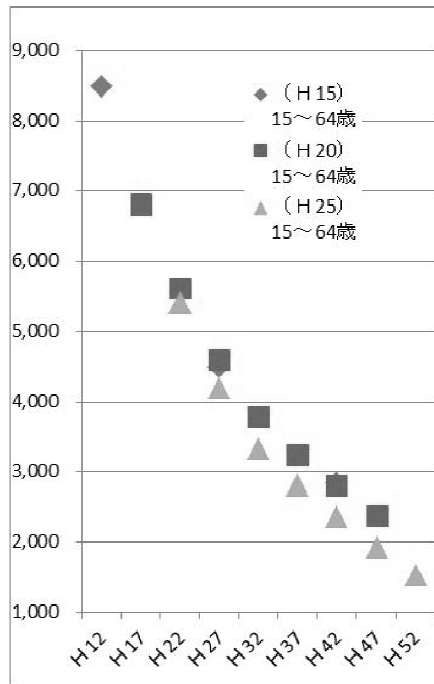
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」及び「日本の地域別将来推計人口」)

65歳以上の人口減少の推計は同じ推移となっているが、0～14歳、15歳～64歳では想定を上回っている。

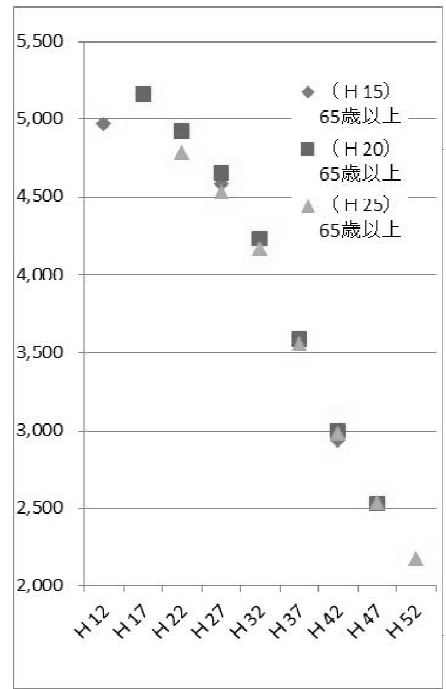
<0～14歳>



<15～64歳>

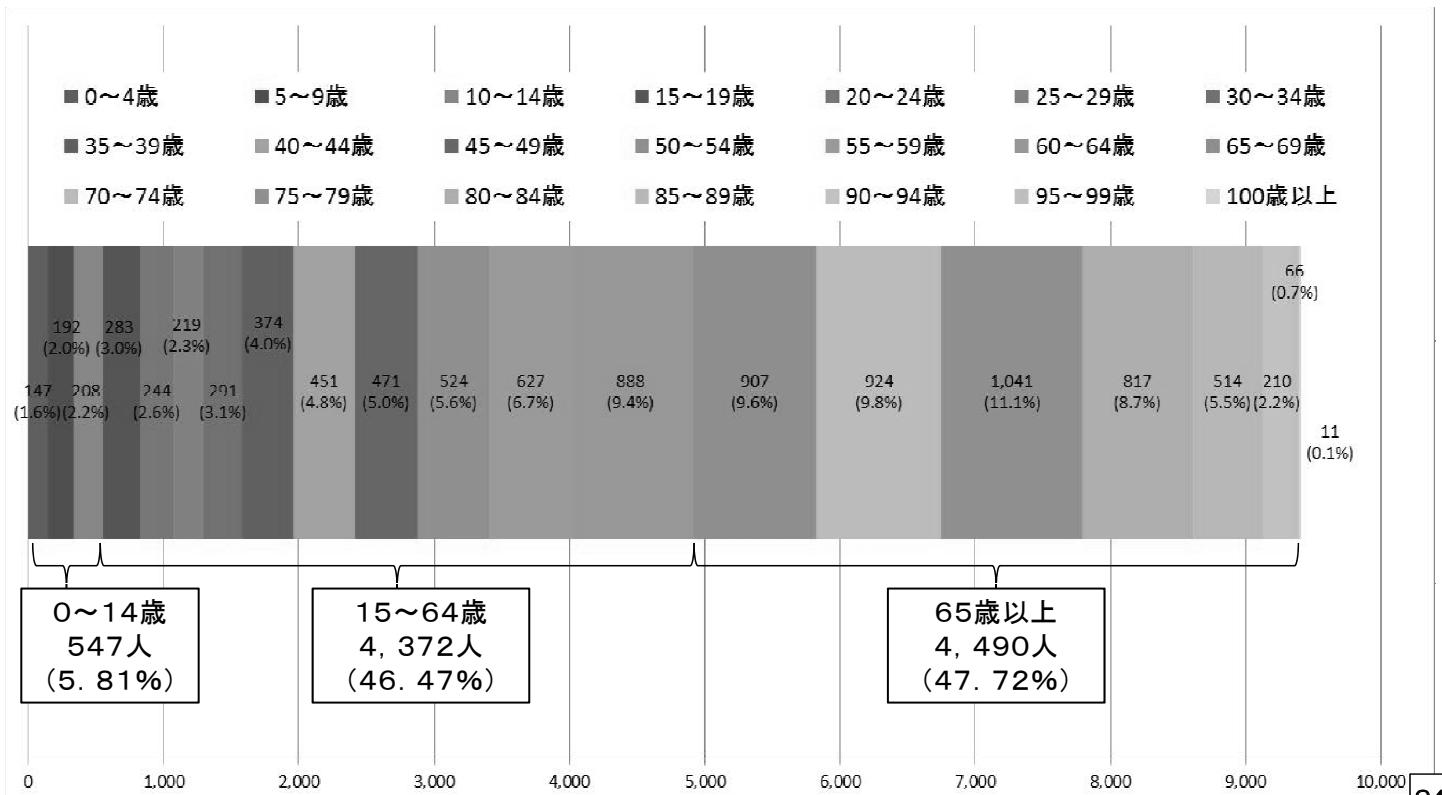


<65歳以上>

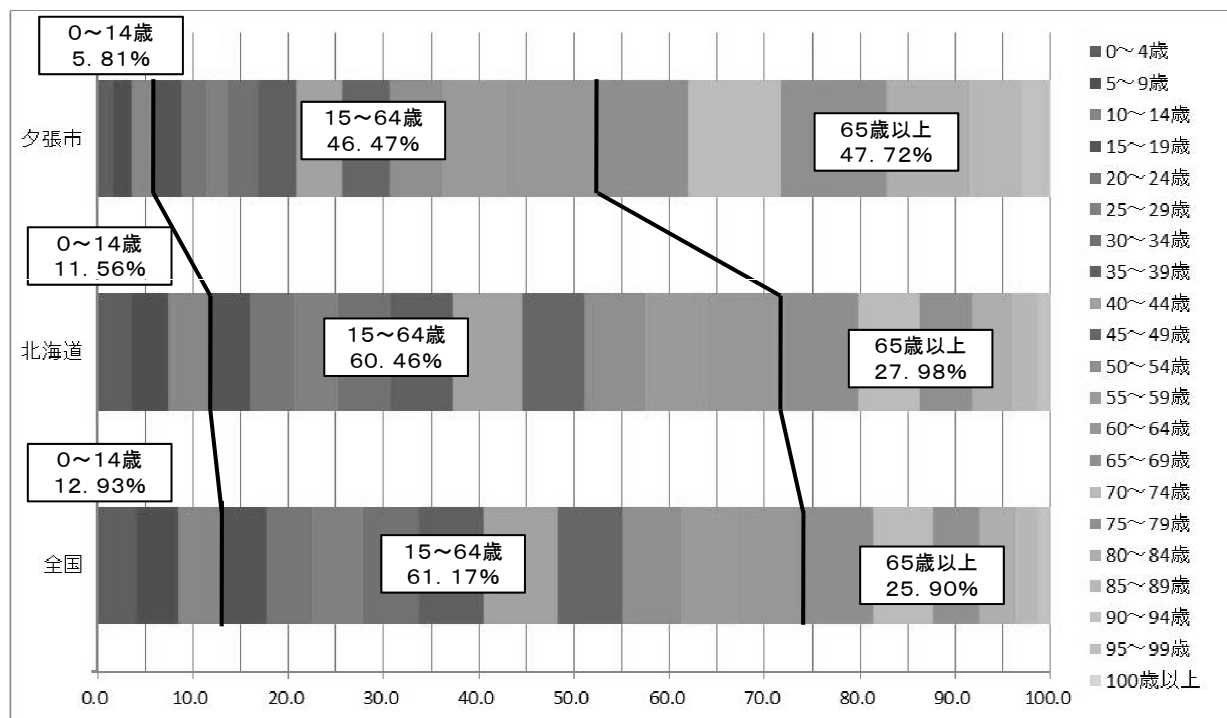


住民基本台帳人口年齢階級別人口 (平成27年1月1日、日本人のみ)

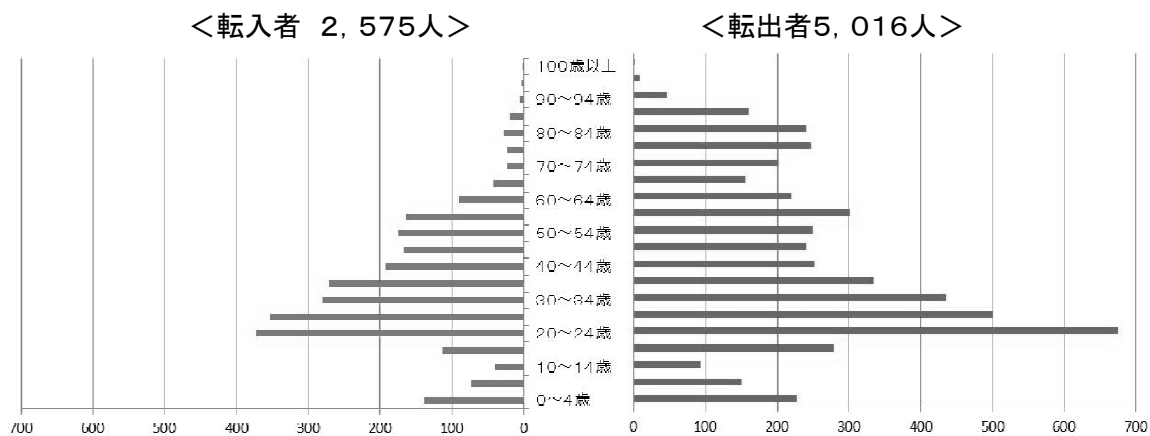
住民基本台帳人口 9,409人(男4,418人、女4,991人) 世帯数 5,290世帯



住民基本台帳人口年齢階級別人口の比較（平成27年1月1日、日本人のみ）

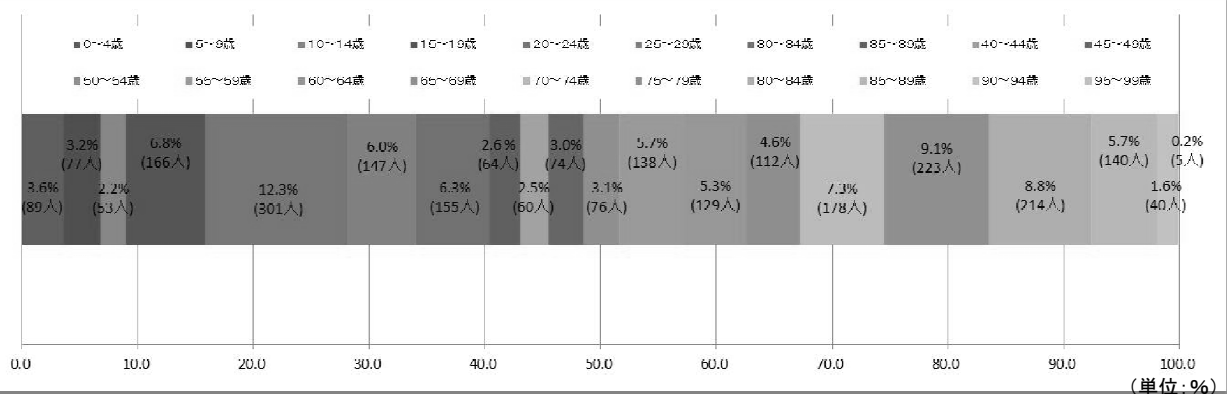


平成18年から平成26年度の人口動態について（年代別）



平成18年～平成26年の人口減少(2,441人)について

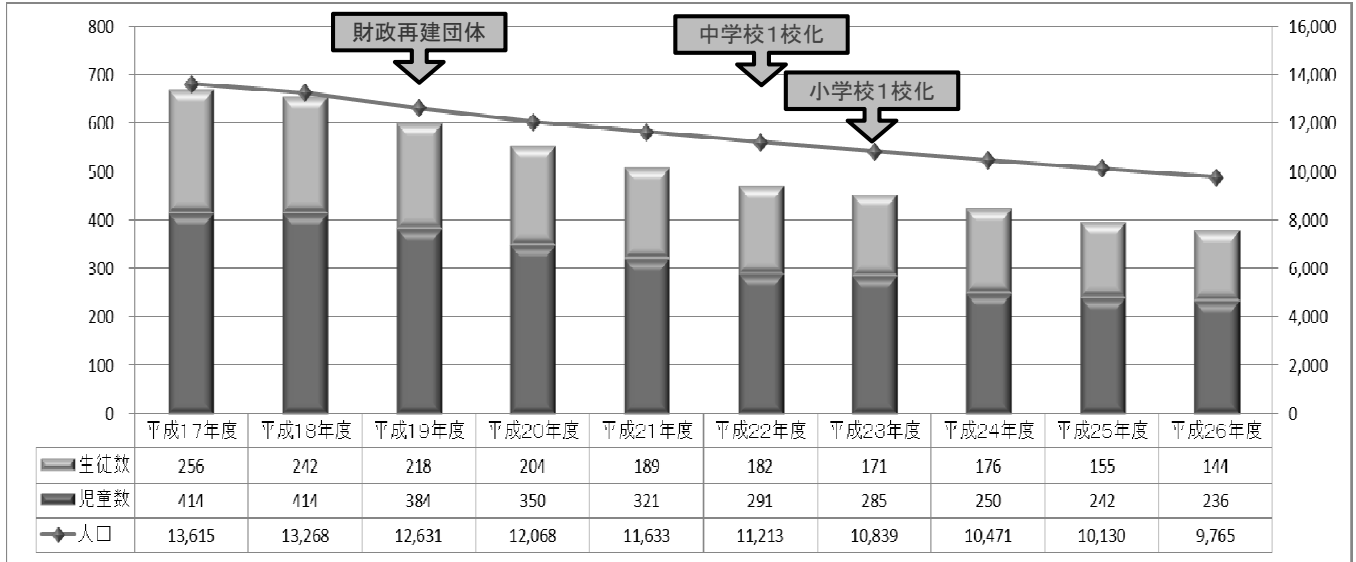
※5人が年代不明のため計上されていない。



小中学校の状況（人口減少と児童生徒数）

- ・人口減少に伴い、児童生徒数が減少
- ・平成20年度以降、人口減少よりも児童生徒数の減少割合が大きくなってきている。

人口減少と児童生徒数の推移

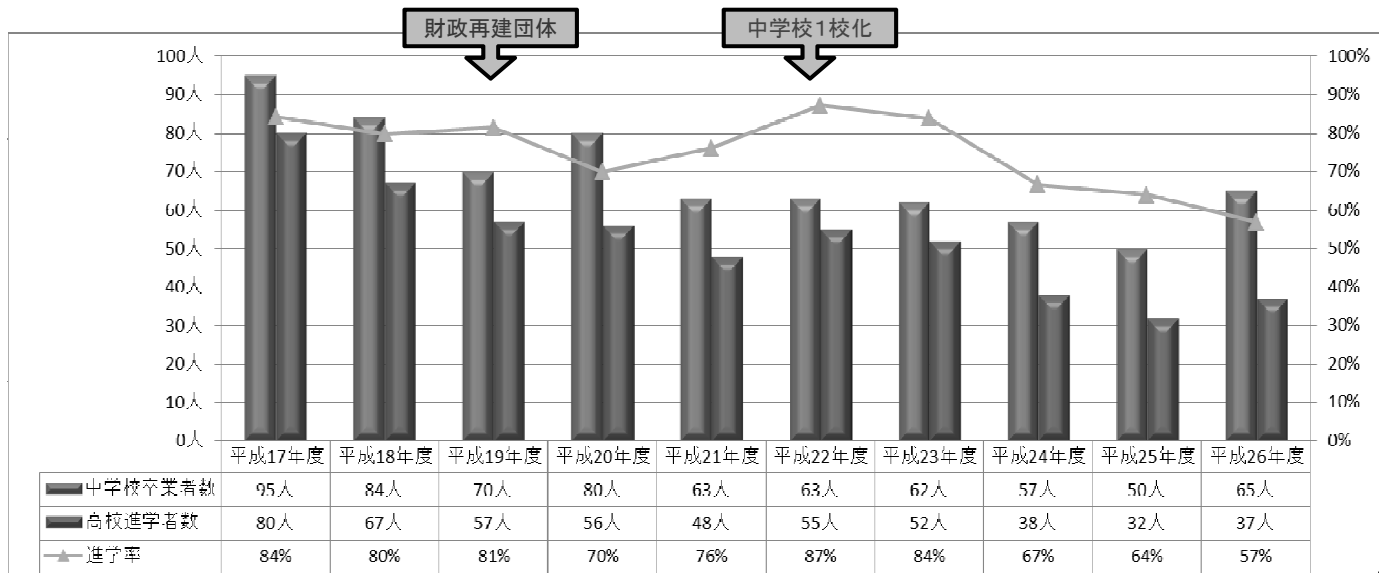


29

夕張中学校から夕張高校へ

- ・夕張市立中学校は、平成22年度に3校あった中学校を1校に統合
- ・統合時までは、夕張高等学校への進学率が80%程度であったが、平成24年度の卒業生から減少傾向にある

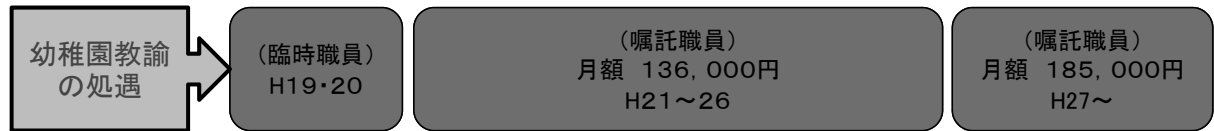
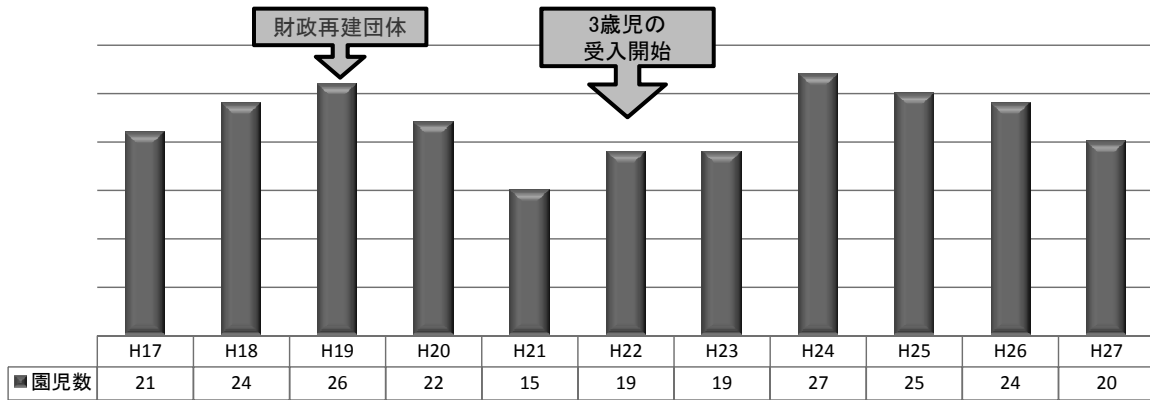
中学校卒業生数と高校進学者数の推移



30

ユーパロ幼稚園のこれまでの推移

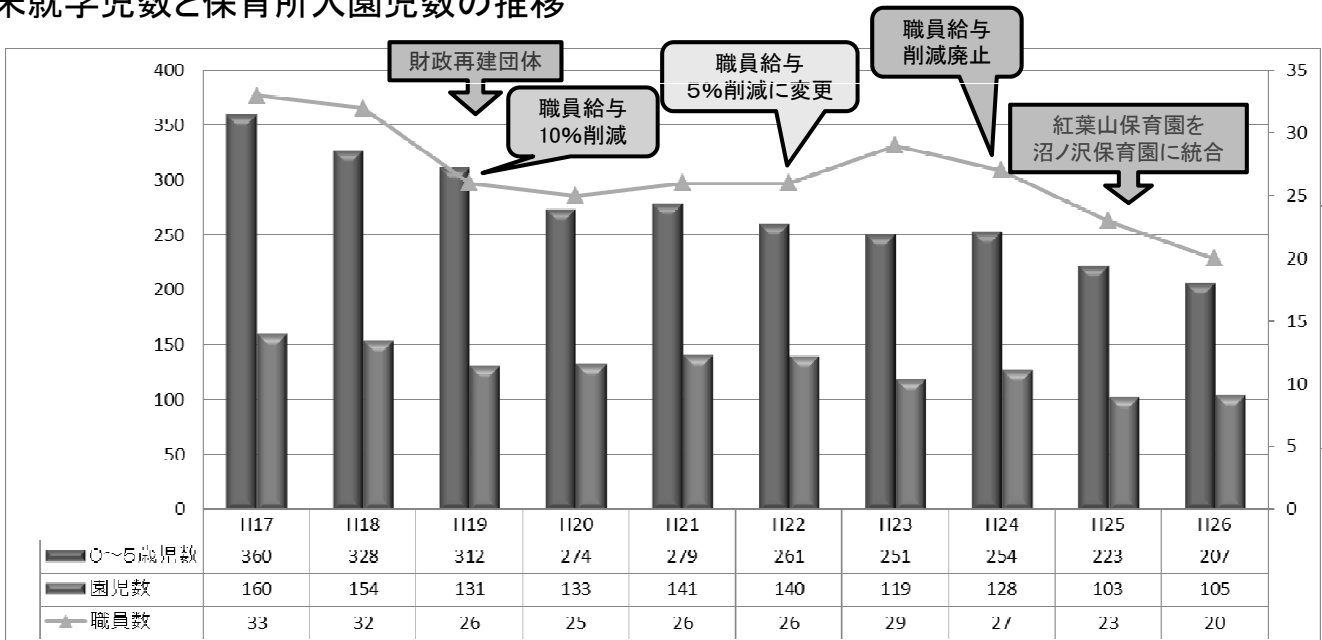
- ・財政再建計画特別委員会で「平成20年度をもって廃止、平成21年度から幼保一元化を図る」としていたが、平成19年度の「幼保一体化検討プロジェクト」において、幼稚園経営を分析した結果、黒字経営となることが判明したため、当面存続することとした
- ・現在、出生数の急激な減少(H23-45人→H26-27人)により、子どもが非常に少なくなっていることから、幼保一元化に向けて再度検討することとなった
- ・恒常的な教諭確保に苦慮(人材不足、職場環境や待遇の改善が必要)



保育園の状況

- ・未就学児童数の減少に伴い、保育園児数も減少傾向にある (0~5歳児の約50%が保育園に入園している。入園率は横ばい)
- ・19年4月から保育園経営安定に向け、人件費の削減 (職員給与10%削減、各種手当の削減、嘱託職員を臨時職員へ降格等)

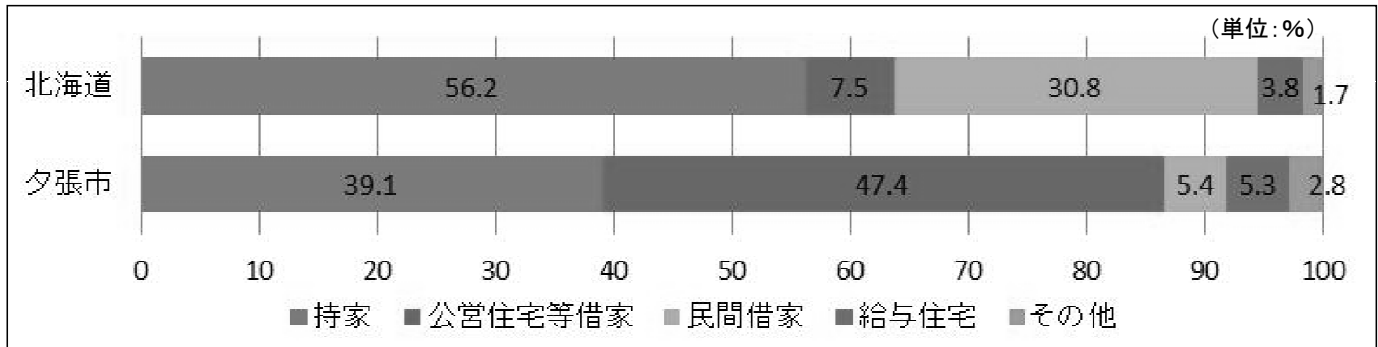
未就学児数と保育所入園児数の推移



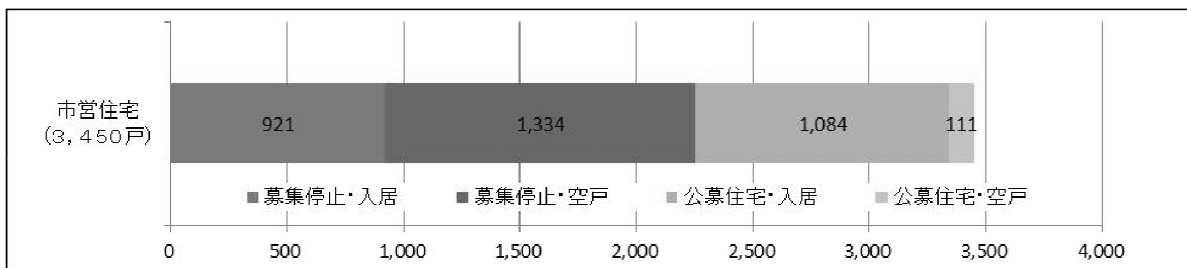
市内の住宅状況

- ・夕張市の住宅状況については、旧炭鉱住宅の多くを市が引き取ったため、極端に公営住宅の比率が高い。
- ・公営住宅は、平成27年4月1日現在で、3,450戸あるが、そのうち2,255戸については募集停止住宅としている。そのうち、1,334戸については空き家(いわゆる政策空家)となっている。

○住宅の種類別の世帯数の推移(平成22年)



○市営住宅の状況(平成27年4月1日現在)

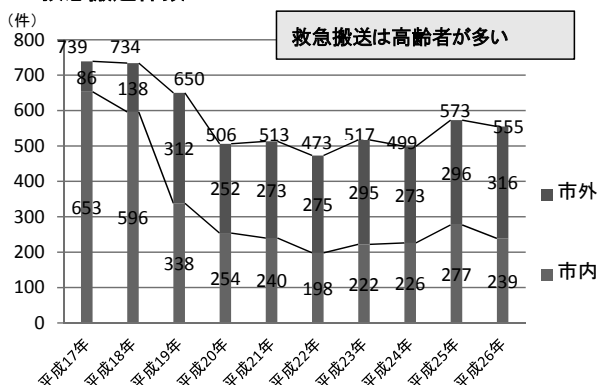


33

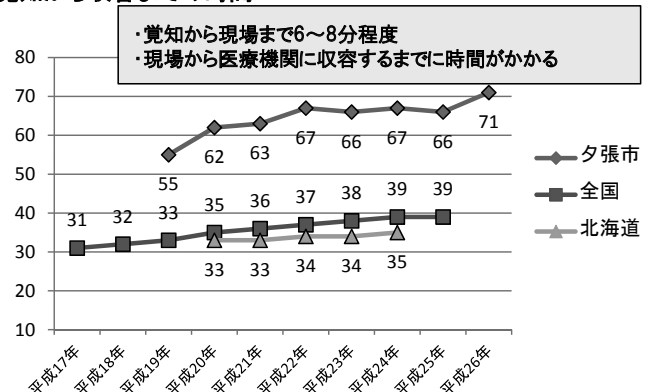
夕張市の医療体制

- ・平成19年に市立総合病院171床を、診療所19床(市内唯一の有床医療機関)と老人保健施設(40人)に縮小。入院の受入が困難になってきている。
- ・市内に救急告示医療機関が無くなり、市立診療所のほか民間の無床診療所3ヶ所(各々医師1人体制)で初期救急医療に対応。
- ・救急搬送は年550件以上。市外への搬送が増加しており、搬送時間は北海道平均の約2倍。
- ・市立診療所は、市域の北端にあり老朽化(築後40年以上)が著しい。利便性・効率性が悪いことから、中央部に移転し改築することを検討。

救急搬送件数



覚知から収容までの時間



※消防の現況(国・北海道)、消防年報、救急統計調査システム(市)

34

夕張市の上下水道事業

○上水道

- ・地理的条件から給水効率の悪い区域を抱え、資本投資も多大となっている。特に炭鉱閉山による人口激減、炭鉱専用水道の施設整備等の投資等により、水道料金は高位の水準にある。
- ・収支均衡を図るため、老朽化が著しい配水管等の施設整備が最小限としなければならない。
- ・炭鉱閉山により、事業内容や雇用形態が大きく変化したことにより、業務用の使用水量が大きく減少。
(平成25年4月より業務用料金の廃止)

○下水道

- ・供用開始以降の下水道処理区域内人口は減少傾向にあり、将来における下水道事業会計の収支バランスが大きく影響する。
- ・現在の下水道供用区域は平和以北のみであり、下水道未普及地区との負担の公平性と排水など環境問題が懸念される。

| 項目 | H18年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 差引(H26-H19) |
|--------------|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|-----------------|---------|---------|-------------|
| 行政区内人口(人) | 12,640 | 12,091 | 11,656 | 11,273 | 10,924 | 10,556 | 10,130 | 9,765 | 9,362 | △ 2,729 |
| 上水 | | | | | | | | | | |
| 給水人口(人) | 12,610 | 12,065 | 11,648 | 11,247 | 10,898 | 10,512 | 10,073 | 9,117 | 9,314 | △ 2,751 |
| 給水収益(千円) | 433,273 | 402,854 | 372,564 | 361,569 | 352,057 | 332,712 | 352,007 料金改定 | 327,556 | 313,303 | △ 89,551 |
| 下水 | | | | | | | | | | |
| 処理区域内人口(人) | 3,520 | 3,329 | 3,209 | 3,083 | 3,007 | 2,935 | 2,818 | 2,763 | 2,626 | △ 703 |
| 水洗化人口(人) | 2,904 | 2,774 | 2,686 | 2,608 | 2,568 | 2,536 | 2,447 | 2,423 | 2,306 | △ 468 |
| 普及率(%) | 27.8 | 27.5 | 27.5 | 27.3 | 27.5 | 27.8 | 27.8 | 28.3 | 28.0 | 0.5 |
| 下水道使用料収入(千円) | 47,838 | 74,761 料金改定 | 63,646 | 64,907 | 69,353 | 66,394 | 65,473 | 61,940 | 62,896 | △ 11,865 |

※決算統計資料より

近隣との料金比較(平成26年3月31日現在) (単位:円)

| | 上水道料金 (家事用・一般用料金10m ³ /月) | 下水道料金 (一般家庭用20m ³ /月) |
|------|-----------------------------------------|-------------------------------------|
| 夕張市 | 2,956 | 4,880 |
| 札幌市 | 1,386 | 1,333 |
| 岩見沢市 | 1,449 | 3,319 |
| 栗山町 | 2,914 | 4,662 |

※北海道HPより

35

商業の状況

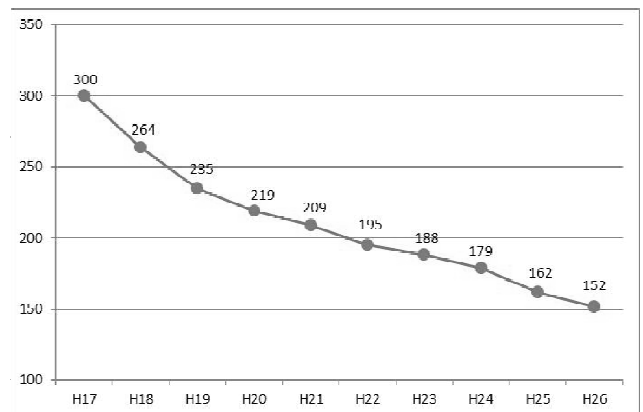
- ・人口減少に伴い、商業の規模も縮小。この10年で商店数や商工会加盟会員数は半数となっている。

○商業の推移

| | H16 | H19 | H24 |
|-----------------|--------|--------|-------|
| 商店数 | 234 | 210 | 114 |
| 従業員数 | 925 | 801 | 399 |
| 販売額 (単位:百万円) | 13,086 | 12,763 | 8,710 |

※商業統計調査より
 ※H16は簡易調査
 ※H24は経済センサス活動調査値

○商工会 加盟会員数

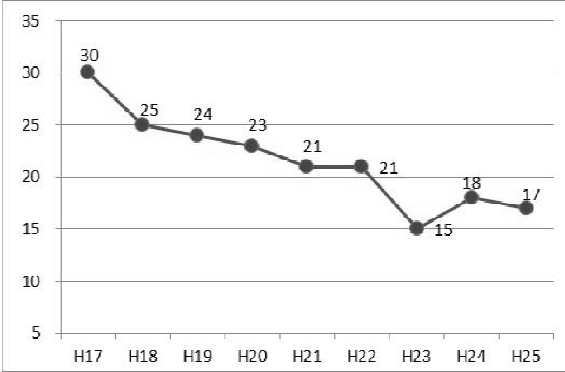


36

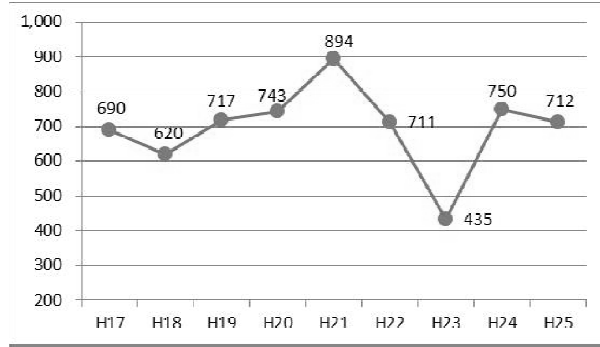
工業の状況（従業者数4名以上の事業所）

・工業の状況については事業所数は減少傾向にあるが、従業員数及び製品出荷額については減少していない。
これは、夕張市に(株)夕張ツムラやマルハニチロ(株)などが進出したことによる。

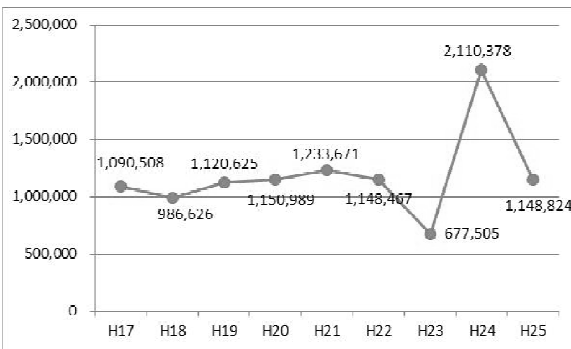
○事業所数



○従業員数



○製品出荷額(単位:万円)



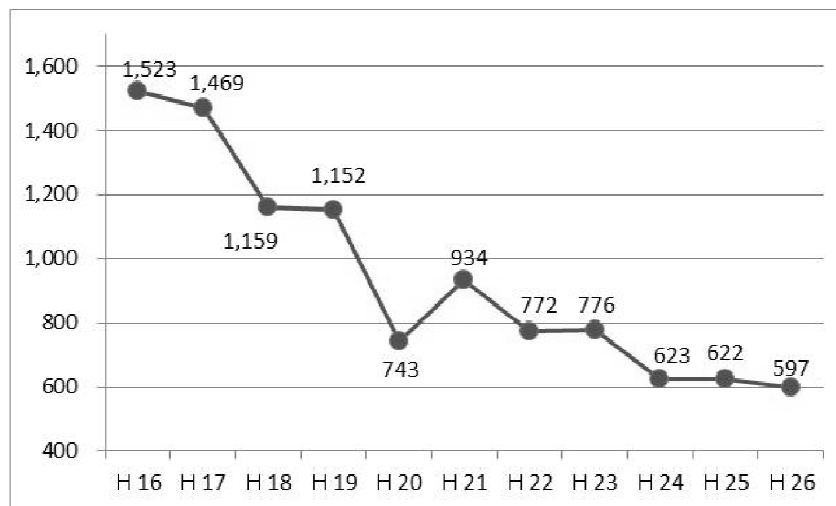
※工業統計調査
平成23年度のみ平成24年経済センサス-活動調査結果(製造業)

37

観光入込数の推移

・財政再建団体に移行後、観光施設の閉鎖等により、観光入込数が減少。
・観光施設の入込数を見ると、外国人が増加していることが判明している。

(単位:千人)



※「北海道観光入込客数調査」報告数字

38

地域再生に向けた取組み

市民の住民自治活動と行政との協働

市民が身近な地域課題に向けて自ら考え実践し、ネットワークを構築
～ゆうばり再生市民会議、ふれあいサロン、除雪ボランティア、環境美化活動など各町内会活動 等 ～

市民による各種施設の運営

市民団体（地縁団体やスポーツ連盟）による公共施設の管理運営
～市営球場や紅葉山パークゴルフ場、各地域における生活館 等 ～

地域の再生に向けたNPO等によるまちづくり

NPO等の法人設立が相次ぎ、市民レベルの活動が活発化
～ゆうばり観光協会（北の零年希望の杜の指定管理、観光ガイド等）、ゆうばりファンタ（ゆうばり国際ファンタスティック映画祭、フィルムコミッション関係）、炭鉱の記憶推進事業団 等 ～

企業と行政の協働

企業支援として、行政と市民も連携
～しあわせの桜ともみじタ張プロジェクト、市のホームページの運営支援、市民会館の修繕支援、老朽化した公共施設の解体支援、老朽職員住宅を改修した移住体験宿泊棟の運営、ゆうばり駅待合所の改修、ネーミングライツ手法を用いた鹿の谷公衆トイレの夏期再開、各種イベント、行事の開催 等 ～

39

地域再生に向けた取組み

産業振興等の活性化

企業の設立、活動の活発化による雇用創出の実現、市経済も活性化

～タ張経済振興会議の設立（平成21年3月）
～主な進出企業
日本パープル（H24.3月進出）、三信商会（株）（平成24.12月進出）、（株）花畑牧場、ツムラ（株）、タ張りリゾート（株）、（株）トベックス、（医）タ張希望の杜、（株）ネクスタタ張、マルハニチロ（株）、シチズンタ張（株） 等 ～

民間支援（寄付）の活用

ふるさと納税の推進

～ 寄附者が自身の寄附金の使途を指定できる「幸福の黄色いハンカチ基金」によるまちづくりを推進、寄附の手法の拡大（クレジットカードによる寄附も可能）～

財産収入の確保に向けた積極的な動き

- ヤフーのオークションシステムを活用し、公有財産を積極的に売却
～ 前市長の公用車、盆栽、各種プレート、土地等を売却 ～
- 公用車両、公用封筒、HPでの広告募集
- 財政再建関係の視察を有料化
～ 職員が減少した中、視察をスケジュール化し、業務への負荷の軽減と財産収入の確保 ～
- 庁舎1階スペースを銀行の支店スペースとして貸与
～ 施設の有効活用と財産収入の確保 ～

40

地域再生に向けた取組み

<住宅>

- コンパクトシティに向けた集約と市営住宅管理戸数の減少を同時並行で実施
 - ・市営住宅再編事業
 - ・清水沢地区の建替え(移転対象市営住宅 ⇒ 新築市営住宅への集約)
 - 建築済み … 歩団地55戸(道営27戸含む)、萌団地32戸
 - 建築中 … 宮前団地30戸(第1期(H26~27)、第2期(H27~28))
 - 建築予定 … 宮前団地33戸(第3期(H29~30)、第4期(H30~31))
 - ※ 宮前団地の第3~4期計画33戸については、増減の可能性あり。
 - ・真谷地地区の地区内集約(252戸→108戸)
- 民間賃貸住宅の建設費に対する補助 ・H25~H29までに、合計40戸整備
(H26年度までに20戸を整備、H27年度中には16戸を整備予定)

<交通>

- 生活交通ネットワーク計画の策定
 - ・デマンド交通の導入可能性の検討調査(H27年11月 実証実験開始予定)
 - ・公共交通ガイドの作成

<子育て>

- 子ども・子育て支援計画の策定
 - ・子育て相談事業の充実、保育時間を30分延長(18:30まで)、一時預かりの充実
- 未就学児の医療費無料化(H25年10月診療分より開始)

<医療>

- 夕張市医療保健対策協議会からの答申
 - ・不足している整形外科の充実、市内医療機関との連携
 - ・社会医療法人制度の活用
 - ・市立診療所の移転を最長10年先送り(H39まで)とし、現施設の耐震補強・維持補修等を行う。

廃校活用の状況について

| 旧学校名 | 活用年度 | 活用概要 |
|--------------------|------|------------------------------------------------------|
| 夕張中学校 (※ H17閉校) | H17~ | 市の物品庫として活用 |
| 滝ノ上小学校 | H23~ | 地域の生活館 |
| 幌南小学校 (※ H20閉校) | H23~ | アウトドアスポーツ体験事業等 |
| 幌南中学校 (※ H20閉校) | H24~ | 障がい者自立支援事業 |
| 緑小学校 | H24~ | 障がい者スポーツ普及・体験 空き教室活用、地域交流拠点整備 ※廃校舎に郵便局が入るのは全国初 |
| 緑陽中学校 | H24~ | |
| 夕張小学校 | H25~ | 自然エネルギー活用による施設内農業 空き教室活用、地域カフェ設置 |
| のぞみ小学校 | H26~ | 老人福祉施設 ※道内初 |
| 若菜中央小学校 | H27~ | 合宿・研修施設 |
| 千代田中学校 | — | 耐震性不可のため活用しない |

■課題

- ・活用事業者間の連携
- ・空きスペースの有効活用
(空き教室・体育館等)
- ・避難所機能の充実
(備蓄品・資機材等)



地域おこし協力隊、官民、地域と連携し、機能の複合化